資料2－2

第2期大阪府死因究明等推進計画(案)新旧対照表

現計画	第2期計画(案)	変更趣旨
第１章　本計画の基本的事項 **○ 本計画の趣旨** 大阪府における年間死亡者数は高齢化の進展に伴い、令和 2 年[2020 年]には 91,644 人となっており、今後も緩やかに増加する見込みであり、それに比例して警察が取り扱った死体（交通関係による死者を除く。）の数［以下、死体取扱数という］も増加傾向にある。 この間、死因究明等を取り巻く状況は、死因究明等推進基本法の施行（令和 2 年 4 月）や政府の「死因究明等推進計画」策定（令和 3 年 6 月）など、「死因究明」と「身元確認」に関する施策の重要性が高まっている。 こうした中、同法第 12 条では、「国及び地方公共団体は死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする」旨、規定するとともに、同計画では「国が策定したマニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の実情に応じた実効性のある施策の実施等を促す」こととされている。 大阪府ではこれまで、「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ（平成 30 年 2 月）」をもとに、死因調査体制の整備に取り組んできた。今回、現状と課題を再確認するとともに、これまで議論されてこなかった「身元確認」や「大規模災害時の対応」についても、本計画に盛り込み、関連施策の推進に取り組んでいく。 なお、本計画は、平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の理念を踏襲しており、各取組みの推進を通して、関連するゴールの達成に貢献する。	**第1章　基本的事項** **第1節　計画の趣旨・背景** 大阪府における年間死亡者数は高齢化の進展に伴い、令和6年[2024年]には108,534人となっており、今後も緩やかに増加する見込みであり、それに比例して警察が取り扱う死体[1]（(交通関係による死者を除く。以下「死体取扱」という)の数も増加傾向にある。 この間、死因究明等を取り巻く状況は、死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号。以下、「基本法」という。)の施行や政府の「死因究明等推進計画」策定(令和 3 年 6 月)など、「死因究明」と「身元確認」に関する施策の重要性が高まっている。基本法第 12 条では、「国及び地方公共団体は死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする」旨、規定するとともに、同計画では「国が策定したマニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の実情に応じた実効性のある施策の実施等を促す」こととされている。 大阪府ではこれまで、「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ(平成 30 年 2 月)」をもとに、死因調査体制の整備に取り組んできた。さらに、基本法の施行や政府の死因究明等推進計画の策定を受け、府においても令和5年3月に「大阪府死因究明等推進計画」を策定し、現状と課題を再確認するとともに、これまで議論されてこなかった「身元確認」や「大規模災害時の対応」についても、本計画に盛り込み、関連施策の推進に取り組んできた。 一方で、死因究明等に係る人材の育成及び確保、体制の効果的な運用等は、引き続き課題となっている。この点、基本法においては、施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないものとされている。今回、政府の計画が令和6年7月に変更されたことを踏まえ、本府においても大阪府死因調査等協議会での議論を経て、「第2期大阪府死因究明等推進計画」を策定し、引き続き、府域の死因究明施策の推進に取り組んでいく。 なお、本計画は、平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」の理念を踏襲しており、各取組みの推進を通して、関連するゴールの達成に貢献する。	

[1] 警察において死体を発見したり死体を発見した旨の通報を受け、又は、死体に関する法令に基づく届出を受けて取り扱った死体のこと

○ 本計画の位置づけ 「死因究明等推進基本法」にもとづき令和３年６月に閣議決定した「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた施策の実施等を促すため、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定するものである。 **○ 計画期間** この計画の期間は、令和５年度（2023 年度）から３年間とする。	**第2節　計画の基本理念** 府は、基本法第3条に定める基本理念に基づき、死因究明等の推進に取組む。 （基本理念）※死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）抜粋 第三条　死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。 一　死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。 二　死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。 三　身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。 四　死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。 ２　死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。 ３　死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。 **第3節　計画の位置づけ** 「死因究明等推進基本法」にもとづき令和6年7月に閣議決定した「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた施策の実施等を促すため、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定するものである。 **第4節　計画の期間** この計画の期間は、令和８年度（2026 年度）から３年間とする。	※法の趣旨である基本理念を追記。 ※法の抜粋とする。

第２章　本府を取り巻く状況

第１節　大阪府における現状と課題

（１）死体取扱数の推移と府内の死因調査体制

「大阪府の将来推計人口について」によると、府内死亡者数は、約 20 年後の令和 22 年[2040 年]にピークを迎え約 11 万 7,000 人となる見込みであり、これに比例して死体取扱数も今後増加し続けることが見込まれている。

［府内死亡者数と死体取扱数*］

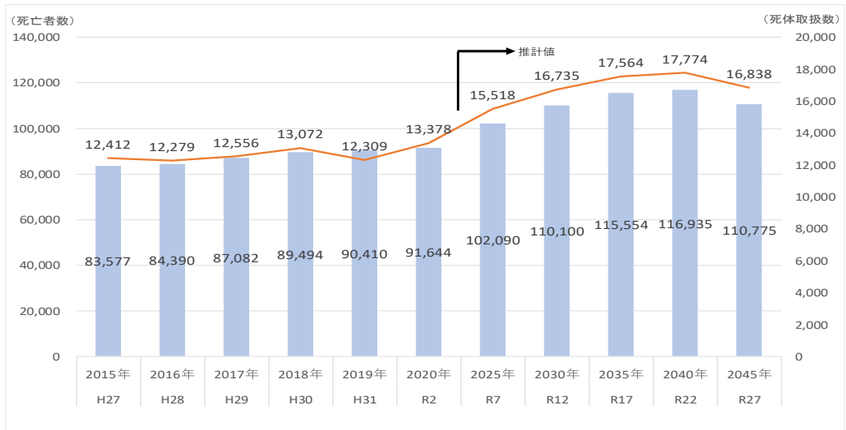

出典：死亡者数：「大阪府の将来推計人口について」大阪府企画室計画課（2018 年）
「人口動態調査」厚生労働省（2015 年～2020 年）
死体取扱数：大阪府警察本部提供データ、今後の推移は死亡者数を基に過去 10 年間の平均率を乗じて算出
＊死体取扱数：警察が取り扱った死体数（交通関係による死者を除く）のことをいう。（警察において死体を発見したり死体を発見した旨の通報を受け、又は、死体に関する法令に基づく届出を受けて取り扱った死体のこと。）

大阪府内における死因究明体制は次頁（府内の死因究明関連機関）のとおりであり、法医学教室を有する府内５大学等及び監察医事務所においてその役割を担っている。（監察医事務所は事件性が認められない死体、大阪市内では大阪大学、大阪公立大学、関西医科大学が司法解剖等を対応。）

また、日頃、死因究明を必要としない場合の死因診断を行う大阪市以外の警察医及び協力医に対して令和 2 年度に実施したアンケートでは、60 歳以上の年齢層が 55.1%を占めていることや、監察医事務所では常勤の監察医は不在であり、非常勤監察医の 60 歳以上の年齢層が 54.5%であり、高齢化の状況は変わっていない。こうしたことから、死因究明等を担う人材確保・育成が急務である。

一方、府内の大学では死因診断の実務に取り組む人材を育成、確保するため、平成 26 年度から大阪大学で世界初の大学院死因究明コースを設置し人材育成を進め、死因究明学高度専門人材を 30 名以上輩出してきたが、働き場所の確保ができ

第2章　府を取り巻く状況

第1節　大阪府における現状と課題

(1)死体取扱数の推移と府内の死因調査体制

「大阪府の将来推計人口について」によると、府内死亡者数は、令和 22 年[2040 年]にピークを迎え約 11 万 7,000 人となる見込みであり、これに比例して死体取扱数も今後増加し続けることが見込まれている。

［府内死亡者数と死体取扱数*］

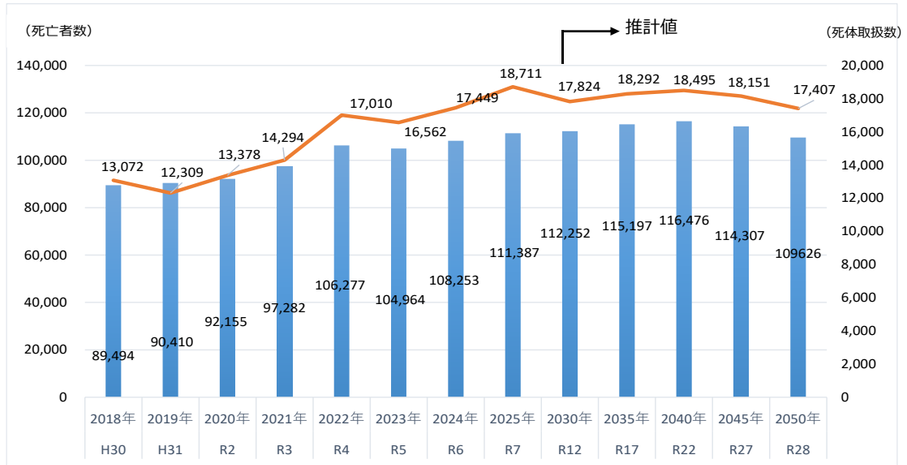

出典：(死亡者数)2024 年までは総務省「国勢調査」、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」に　「出生、死亡及び自然増加の率(総人口)」を乗じて算出
(死体取扱数)大阪府警察本部提供データ、今後の推移は死亡者数を基に過去５年間の平均伸び率を乗じて算出
＊死体取扱数:警察が取り扱った死体数(交通関係による死者を除く)のことをいう。(警察において死体を発見したり死体を発見した旨の通報を受け、又は、死体に関する法令に基づく届出を受けて取り扱った死体のこと。)

大阪府内における死因究明体制は次頁(府内の死因究明関連機関)のとおりであり、法医学教室を有する府内5大学等及び監察医事務所においてその役割を担っている。

また、日頃、司法解剖等を必要としない場合の死因診断を行う大阪市以外の警察医及び協力医に対して令和 2 年度に実施したアンケートでは、60 歳以上の年齢層が 55.1%を占めていることや、監察医事務所では常勤の監察医は不在であり、非常勤監察医の 60 歳以上の年齢層が 40%となっているため、引き続き高齢化への対応が必要である。こうしたことから、死因究明等を担う人材確保・育成が急務である。

一方、府内の大学では死因診断の実務に取り組む人材を育成、確保するため、平成 26 年度から大阪大学で文部科学省特別経費に採択されて世界初の大学院死因究明コースを設置し人材育成を進めてきた。社会人用の大学院科目等履修生高度プログラムを6つ設置、文部科学省の職業人実践育成プログラム(BP)にも採択されかつ厚生労働省の教育訓練旧制度の講座指定も受けて、死因究明学高度専門人材を30名以上輩出してきた。ま

※かっこ書きを削除

ていない。令和４年度から大阪医科薬科大学が滋賀医科大学及び京都府立医科大学と連携して取り組む「地域で活躍する Forensic Generalist, Forensic Specialist の養成」についても取組みが開始されている。

［府内の死因究明関連機関］

		大阪大学	大阪公立大学	大阪医科薬科大学	関西医科大学	近畿大学	はびきの医療センター	監察医事務所
体　制		解剖医２名 CT専門医１名	解剖医２名 （実働１名）	解剖医２名	解剖医１名	解剖医１名	解剖医１名	監察医32名 （実働22名）
死後CTの実施状況		有	有	無	無	有	無	有
死因調査業務（R3年）	司法解剖	223	95	84	47	23	0	0
	調査法解剖	21	14	26	0	1	46	0
	行政解剖（承諾解剖）	0	0	0	0	0	0	261
CT撮影件数（R3年）		31	5	—	—	4	—	1,613

資料：大阪府警察本部、大阪府健康医療部

府内法医学教室等で司法解剖等を担う執刀医の平均年齢は 51.4 歳であり、その内訳は教授が 5 名、名誉教授が 1 名、准教授が 2 名であり、若手がいない。加えて、司法解剖等を支える解剖助手や臨床検査技師等も対応可能な人材が限られており、人材の確保や育成が課題となっている。また、司法解剖等の件数はいずれの機関においても増加が顕著であり、令和 3 年の一人当たり対応数は、大阪大学で 120 体以上、他の大学では 50 体程度、令和 4 年では大阪大学で 170 体、他大学で 80 体程度であり、特に大阪大学での人員不足が顕著である。人員の確保とあわせ、大学院等で専門のコースを修了した医師の働き場所の確保が必要である。

た、令和5年度から人材育成、最先端データ解析、社会公共政策の立案をする「次のいのちを守る人材育成教育研究センター」を文部科学省の支援で設置しで、より死因究明高度専門人材の育成を促進している。しかし、大学以外の働き場所がなく、十分な供給につながっていない。

大阪医科薬科大学で令和 4 年度から滋賀医科大学及び京都府立医科大学と連携して取り組む「地域で活躍する Forensic Generalist, Forensic Specialist の養成」についても取組みを開始。大学院コースである法医専門医養成コース７名（2 名修了）、法歯科医養成コース 3 名（1 名修了）、法医臨床医養成コース 13 名（2 名修了）であった。さらに、臨床医師・歯科医師対象のインテンシブコース（講義＋解剖見学実習）は医師コース 55 名、歯科医師コース 151 名（合計 206 名）が修了した。本事業 3 年目に行われた文科省による中間評価では最も良い「S 評価」を得た。

［府内の死因究明関連機関］

		大阪大学	大阪公立大学	大阪医科薬科大学	関西医科大学	近畿大学病院（死因究明センター）	はびきの医療センター	監察医事務所
体　制（R7年12月末時点）		解剖医3名 CT専門医1名	解剖医1名	解剖医4名	解剖医1名	解剖医1名	解剖医1名	監察医32名 （実働22名）
死後CTの実施状況（R6年）		有	有	無	無	有	無	有
死因調査業務（R6年）	司法解剖	347	59	281	94	0	0	0
	調査法解剖	40	8	37	0	21	39	0
	行政解剖（承諾解剖）	0	0	0	0	0	0	313
CT撮影件数（R6年）		70	14	-	-	0	-	2,180

資料：大阪府警察本部、大阪府健康医療部

府内法医学教室等で司法解剖等を担う執刀医は 11 名で、平均年齢は 53.5 歳である。加えて、司法解剖等を支える解剖助手や臨床検査技師等も対応可能な人材の採用が限られており、人材の確保や育成が課題となっている。また、司法解剖等の件数は増加している。人員の確保とあわせ、大学院等で専門のコースを修了した医師の働き場所の確保が必要である。

※表の中の実績については、最終令和７年か令和６年で統一予定

※司法解剖等の一人あたり件数については、年によって件数に変動が生じることや、大学に属する教授の人数が変動することによっても影響があるため、具体的な数字では記載せず、負担が大きいという事実のみ記載。

［府内法医学教室等における司法解剖等の実施状況］

	大阪大学	大阪公立大学	大阪医科薬科大学	関西医科大学	はびきの医療センター
R元年	200	153	83	39	36
R４年	337	159	166	71	50
増加率	1.69倍	1.04倍	2.00倍	1.82倍	1.39倍

資料：大阪府警察本部
※上記件数は、司法解剖、調査法解剖、死亡時画像診断、司法検案の総件数。
はびきの医療センターは、調査法解剖のみ実施。

（２）大阪市内と大阪市以外の検案数の推移

府内の事件性の認められない死体取扱数は、監察医制度を有する大阪市内の検案数に比べ、大阪市以外の警察医による検案数が令和４年実績で約 1.6 倍となっており、大阪市以外の地域においてより正確な死因究明体制の整備が必要となっている。

［検案数の推移（市内と市外）］

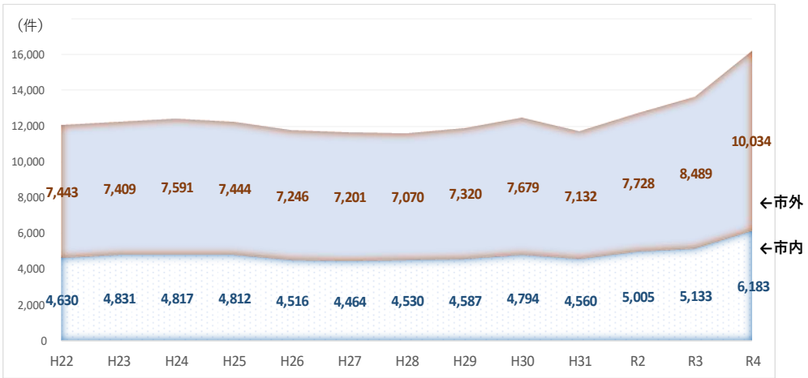

資料：大阪府警察本部

死亡時画像診断の実施状況について大阪市内と市外を比較したところ、監察医制度のある大阪市内では、監察医事務所にＣＴ車を導入した平成 31 年度以降、撮影件数が伸びているが、制度対象外の大阪市外で亡くなった遺体へのＣＴ撮影件数は、令和４年では５３件で 100 件に満たない状況であり、市外においてより充実した死因究明体制（死亡時画像診断の実施）の整備が必要となっている。

［府内法医学教室等における司法解剖等の実施状況］

	大阪大学	大阪公立大学	大阪医科薬科大学	関西医科大学	近畿大学	はびきの医療センター
R5年	351	68	214	77	6	32
R6年	459	81	319	94	21	39
増加率	1.31	1.19	1.49	1.22	3.50	1.22

資料：大阪府警察本部
※上記件数は、司法解剖、調査法解剖、死亡時画像診断、司法検案の総件数。
はびきの医療センターは、調査法解剖のみ実施。

(2)大阪市内と大阪市以外の検案数の推移

府内の事件性の認められない死体取扱数は、監察医制度[2]を有する大阪市内の検案数に比べ、大阪市以外の警察医による検案数が令和6年実績で約 1.7 倍となっており、大阪市以外の地域においてより正確な死因究明体制の整備が必要となっている。

［検案数の推移（市内と市外）］

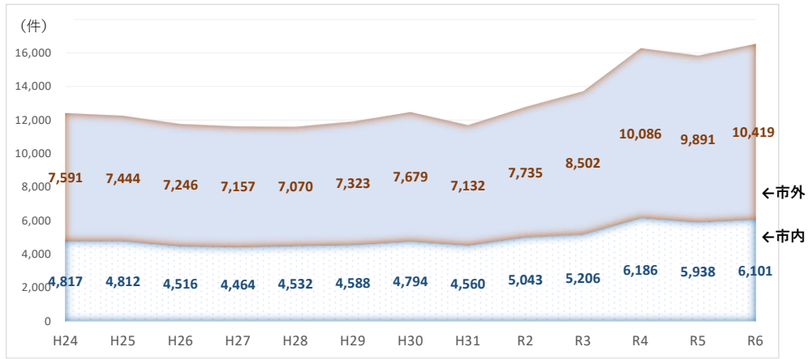

資料：大阪府警察本部

死亡時画像診断の実施状況について大阪市内と市外を比較したところ、監察医制度のある大阪市内では、監察医事務所にCT車を導入した平成 31 年度以降、撮影件数が伸びているが、制度対象外の大阪市外で亡くなった遺体へのCT撮影件数は、令和6年では 210 件と増加傾向にあるものの、市内と比較すると依然として実施実績が少なく、より充実した死因究明体制(死亡時画像診断の実施)の整備が必要となっている。

[2] 監察医制度：監察医制度は、飢餓、栄養失調、伝染病等により死亡が続出していた終戦直後において、これらの死因が適切に把握されず対策にも科学性が欠けていたため、公衆衛生の向上を目的として、昭和21年に大阪府変死者等死因調査規程が公布され、大阪大学医学部内において死因調査事務を開始。昭和 24 年に死体解剖保存法が施行されたことに伴い、現行監察医務を担う。現在、東京 23 区内、大阪市、神戸市に監察医が置かれ、死因不明の死体を検案又は解剖等を行って死因を明らかにすることで、公衆衛生の向上等に寄与している。

［死亡時画像診断の状況（市内と市外の比較）］

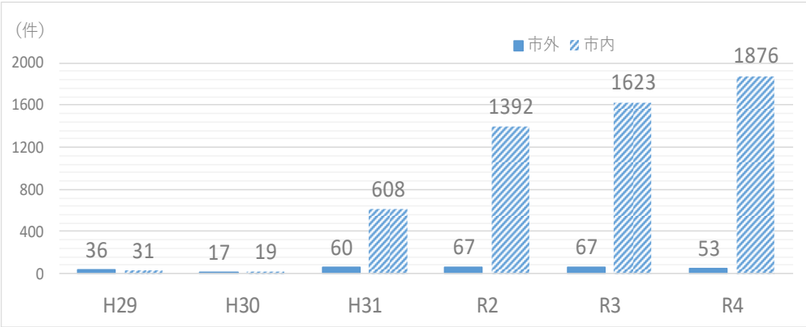

資料：大阪府警察本部、大阪府監察医事務所

監察医制度を有する大阪市内の検案数も増加しているが、平成 31 年 4 月から導入したＣＴ設備を活用した死亡時画像診断によって解剖件数は減少傾向にある。一方、司法解剖や調査法解剖は増加しており、大阪市内を担当する大阪大学、大阪公立大学、関西医科大学の負担は増加している。（P3［府内法医学教室等における司法解剖等の実施状況］参照）

［大阪府監察医事務所実績（市内）］

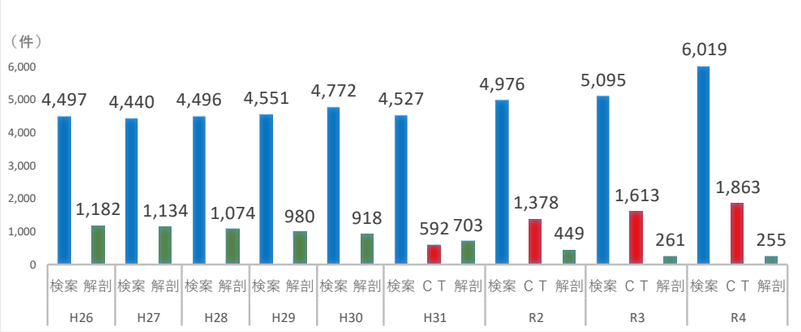

資料：大阪府監察医事務所（ＣＴ、解剖件数は検案数の内訳）

死亡時画像診断は万能ではないものの、解剖に要する時間や解剖に携わる職員の結核等の感染予防、解剖を希望しない遺族感情に配慮した診断手法として有効であることから、大阪府では大阪市以外の一部の地域の死因究明に監察医事務所のＣＴ設備を活用しており、その件数は増加傾向にある。一方で、司法解剖等件数の増加による大学の負担が増大していることも課題である。

［死亡時画像診断の状況（市内と市外の比較）］

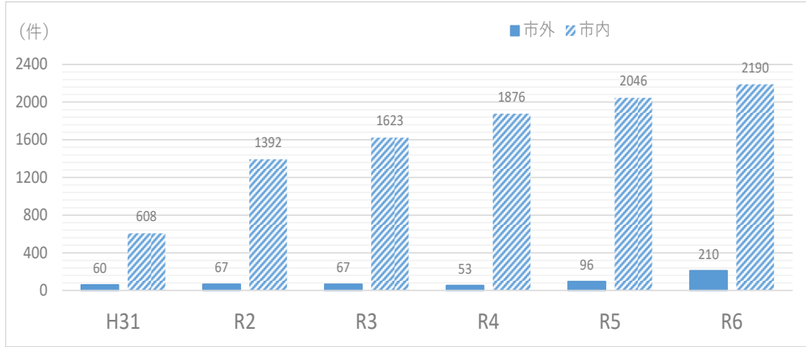

資料：大阪府警察本部、大阪府監察医事務所

監察医制度を有する大阪市内の検案数も増加しているが、平成 31 年 4 月から導入したCT設備を活用した死亡時画像診断によって解剖件数は減少傾向にある。一方、府内全体を見ると司法解剖等は増加しており大学の負担は増加している。（P5［府内法医学教室等における司法解剖等の実施状況］参照）

※大阪市内に限ったことではないため、変更。

［大阪府監察医事務所実績（市内）］

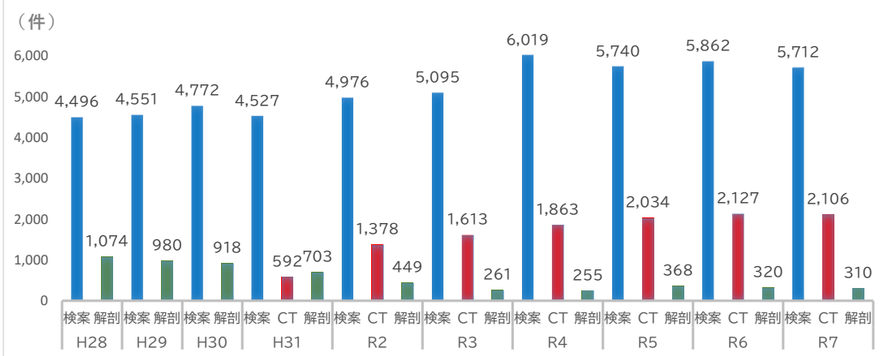

資料：大阪府監察医事務所（ＣＴ、解剖件数は検案数の内訳）

死亡時画像診断は万能ではないものの、解剖に要する時間や解剖に携わる職員の結核等の感染予防、解剖を希望しない遺族感情に配慮した診断手法として有効であることから、大阪府では大阪市以外の一部の地域の死因究明に監察医事務所のCT設備を活用しており、その件数は年々増加している。

<table>
<tr>
<td>
［大阪府監察医事務所でのＣＴ車の活用（調査法利用）］

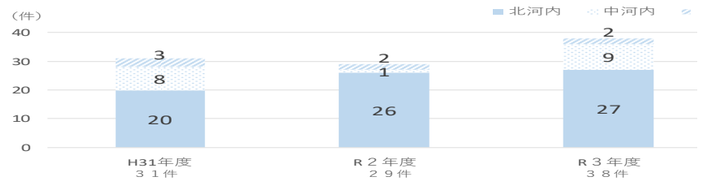

資料：大阪府健康医療部

監察医事務所での死亡時画像診断では、肺炎、肺気腫、肺がん等の呼吸器疾患の他、脳出血、脳くも膜下出血、心嚢血腫、心肥大、冠動脈硬化症などの内因性疾患や、食物誤嚥や（浴槽内）溺死等の外因死の診断に役立っている。

特に、新型コロナウイルス感染症、肺結核、ガス壊疽等の感染症の検出に優れており、ＰＣＲ検査等を行いその結果を保健所に即時報告することで、周囲の方への感染拡大防止につながっている。解剖については、ＣＴで診断できないもので解剖が必要な場合、実施できるよう設備の充実を図り、新型コロナウイルス感染症対策等に寄与していく必要がある。

（３）府民啓発と検案データの利活用

大阪府では、穏やかな看取りへの対応としてこれまで「人生会議」の周知啓発をきっかけに、在宅での看取りが円滑に進むよう取り組んでおり、今後も継続する。

［人生会議の周知啓発］

令和元年度　「府政だより」の紙面一面に「人生会議」特集記事を掲載
令和２年度　大阪府のツイッター、フェイスブックに「人生会議」を発信
令和３年度　「人生会議アニメーション動画」を作成し、YouTube にて発信
令和４年度　「府政だより」への掲載、啓発漫画を作成しホームページで
</td>
<td>
［大阪府監察医事務所でのＣＴ車の活用（調査法利用）］

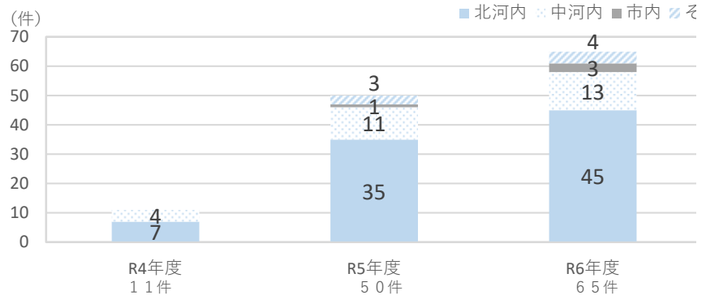

資料：大阪府健康医療部

監察医事務所での死亡時画像診断では、肺炎、肺気腫、肺がん等の呼吸器疾患の他、脳出血、脳くも膜下出血、心嚢血腫、心肥大、冠動脈硬化症などの内因性疾患や、食物誤嚥や(浴槽内)溺死等の外因死の診断に役立っている。

CTで診断できない慢性心不全や突然死、糖尿病等、出血や病変の確認が必要な事例には血液検査や解剖により死因診断する体制を構築している。今後も設備等の充実を図り死因究明の充実に寄与していく必要がある。

(3)府民啓発と検案データの利活用

大阪府では、穏やかな看取りへの対応としてこれまで「人生会議(ACP[3])」の周知啓発や、府民に対し人生会議(ACP)を実践できる人材の育成など、在宅での看取りが円滑に進むよう取り組んでおり、今後も継続する。

［人生会議の周知啓発・人材育成］(R5 年度～R7年度実績)
・「府政だより」への掲載、X(旧 Twitter)、Instagram 等SNSでの発信、「人生会議アニメーション動画」をホームページで公開
・人生会議の日にあわせて府民公開講座(令和6年度)、府民参加型イベント(令和7年度)を実施
・啓発資材を府民、府立学校、高齢者施設等に配布
・市町村が実施する住民セミナーへの支援
・医療従事者等を対象とした人生会議(ACP)支援実践人材育成研修の実施等
</td>
<td>
※新型コロナウイルス感染症に特化した記載を変更

※最近の取組に変更
</td>
</tr>
</table>

[3] ACP:Advance Care Planning の略。
自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと繰り返し話し合い、共有すること。

また、死因調査体制の整備にあたり、死因究明に対する遺族感情等の把握は不可欠であることから、令和４年度、厚労省の死因究明拠点モデル事業において、さらなる検査や解剖についての遺族への対応についても分析・検討を進めており、その結果は次のとおりであった。 モデル事業の期間中、警察医から遺族に対し詳細な死因究明のためにさらなる検査や解剖の必要性について説明した件数が 24 件あったが、うち死因究明拠点において検査・解剖を行った件数は２件であった。さらなる検査や解剖は不要とした遺族の認識は、外表検査による検案結果の説明を受けて十分納得でき、検査や解剖に時間をかけることは避けたく一刻も早く遺族の元に返してほしいといったものであった。死因究明の重要性が指摘される中、今後、府民への死因究明の啓発に際し、こうした遺族への対応結果等を踏まえた分析や検討等を行い、次年度以降のモデル事業や府の施策構築につなげていく必要がある。 検案データの利活用については、監察医事務所で検案データの電子化に取り組んでおり、これまで蓄積された検案データを利活用し、熱中症での死亡事例や孤独死の現状について近畿公衆衛生学会やホームページを通じて広く府民啓発を行い、公衆衛生の向上に努めている。 さらに、入浴死や自殺についても庁内関係課と連携し、個人情報に配慮しつつ、データの提供を行うことで府民への周知やその対策に努めているところである。 今後は、データ電子化の継続や蓄積したデータを分析することで、関係機関と連携した感染症の早期発見など、公衆衛生の向上に寄与するよう取り組む必要がある。 **（４）身元確認調査体制及び対応件数の推移** 大阪府歯科医師会では、大阪府警察本部（鑑識課）と協力体制を組んでおり、府内の身元不明死亡者のうち、所轄警察署から歯牙鑑定による身元確認の要請があった場合、警察歯科対策室の室員２名が出務し、生前資料を治療先から入手した上で身元の特定作業を行っている。	また、死因調査体制の整備にあたり、死因究明に対する遺族感情等の把握は不可欠であることから、令和4年度と令和6年度、厚労省の死因究明拠点モデル事業において、さらなる検査や解剖についての遺族への対応についても分析・検討を進めており、その結果は次のとおりであった。 令和4年度のモデル事業の期間中、警察医から遺族に対し詳細な死因究明のためにさらなる検査や解剖の必要性について説明した件数が 24 件あったが、うち死因究明拠点において検査・解剖を行った件数は 2 件であった。さらなる検査や解剖は不要とした遺族の認識は、外表検査による検案結果の説明を受けて十分納得でき、検査や解剖に時間をかけることは避けたく一刻も早く遺族の元に返してほしいといったものであった。この結果を踏まえ令和6年度は協力医療機関における死亡時画像診断に特化してモデル事業を実施したところ、4件の実績があり、遺族に説明した全てのケースにおいて遺族の理解を得られることができた。これらを踏まえ、遺族感情に配慮した対応を行うため令和5年度から遺族対応研修を実施してきた。死因究明の重要性が指摘される中、今後、府民への死因究明の啓発に際し、こうした遺族感情への配慮を行いつつ府の施策構築につなげていく必要がある。 検案データの利活用については、監察医事務所で検案データの電子化に取り組んでおり、これまで蓄積された検案データを利活用し、熱中症での死亡事例や孤独死の現状について近畿公衆衛生学会やホームページを通じて広く府民啓発を行い、公衆衛生の向上に努めている。また、市町村が行う普及啓発の場における積極的な活用の呼びかけを実施していくためには、データの詳細な分析や、医療機関とも連携した予防に取組んでいくことが重要である。 さらに、入浴死や自殺についても庁内関係課と連携し、個人情報に配慮しつつ、データの提供を行うことで府民への周知やその対策に努めているところである。 今後は、大学等とも連携し、データ電子化の継続や蓄積したデータを分析することで、関係機関と連携した感染症の早期発見など、公衆衛生の向上に一層寄与するよう取り組む必要がある。 (4)身元確認調査体制及び対応件数の推移 大阪府歯科医師会では、大阪府警察本部(検視調査課)と協力体制を組んでおり、府内の身元不明死亡者のうち、所轄警察署から歯牙鑑定による身元確認の要請があった場合、警察歯科対策室の室員 2 名が出務し、生前資料を治療先から入手した上で身元の特定作業を行っている。	

［歯牙鑑定による身元確認の状況］

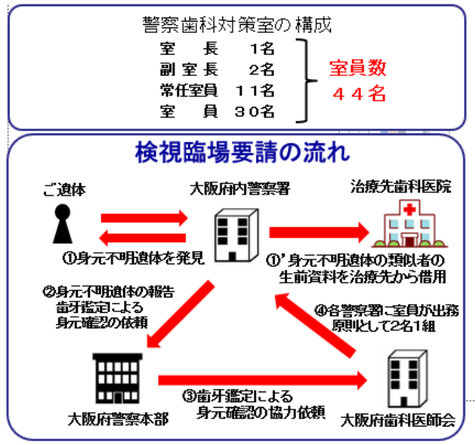

年度ごとの検視臨場件数一覧

年度	件数	身元判明件数
21	35	34
22	44	44
23	56	56
24	72	70
25	142	142
26	186	182
27	165	164
28	189	188
29	202	201
30	250	248
R1	256	248
R2	272	272
R3	253	252

出典：大阪府歯科医師会提供資料抜粋

また、大阪大学でも大阪大学で解剖された身元不詳の死亡者に対する歯牙鑑定を受託し、身元確認を行っている。歯科医師６名による午前午後の当番制でＣＴ撮影およびパノラマ撮影を実施して生前のものと照合し、より科学的な鑑定を行っている。

（５）大規模災害時への対応

我が国では平成 23 年に発生した東日本大震災以降も熊本地震（平成 28 年）や豪雨・豪雪による自然災害が日本各地で頻発、大阪でも大阪府北部地震（平成 30 年 6 月）や台風 21 号（平成 30 年 9 月）など、府民生活を揺るがす自然災害が発生、さらに関西の広い範囲で被害が想定される南海トラフ地震の発生確率は今後 30 年間で７0%～80%となっており、大規模災害時における身元確認体制の備えも必要となっている。

現在、大阪府では、災害対策基本法に基づき、昭和３９年に「大阪府地域防災計画」を策定（令和４年１２月修正）し、関係機関は遺体対策について必要な措置を行うこととしている。

［歯牙鑑定による身元確認の状況］

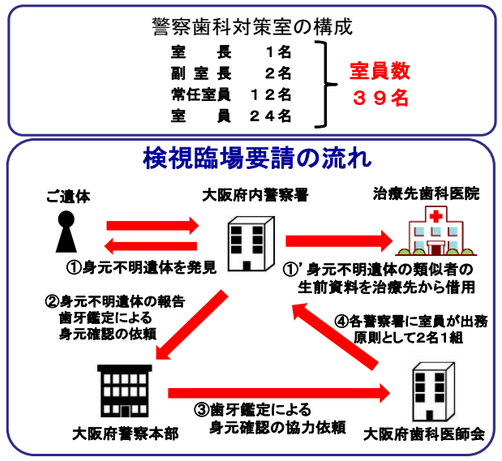

年度ごとの検視臨場件数一覧

年度	件数	身元判明件数
H21	35	34
H22	44	44
H23	56	56
H24	72	70
H25	142	142
H26	186	182
H27	165	164
H28	189	188
H29	202	201
H30	250	248
R1	256	256
R2	272	272
R3	253	252
R4	340	339
R5	85	85
R6	76	76

出典：大阪府歯科医師会提供資料抜粋

また、大阪大学でも大阪大学で解剖された身元不詳の死亡者に対する歯牙鑑定を受託し、身元確認を行っている。歯科医師5名による午前午後の当番制でCT撮影およびパノラマ撮影、3Dスキャナーによる口腔内撮影を実施して生前のものと照合し、より科学的な鑑定を行っている。

(5)大規模災害時への対応

我が国では平成 23 年に発生した東日本大震災以降も熊本地震(平成 28 年)や豪雨・豪雪による自然災害が日本各地で頻発、大阪でも大阪府北部地震(平成 30 年 6 月)や台風 21 号(平成 30 年 9 月)、また令和6年には能登半島地震が発生するなど、府民生活を揺るがす自然災害が発生、さらに関西の広い範囲で被害が想定される南海トラフ地震の発生確率は今後 30 年間で60%～90%程度以上となっており、大規模災害時における身元確認体制の備えも必要となっている。

現在、大阪府では、災害対策基本法に基づき、昭和 39 年に「大阪府地域防災計画」を策定(令和7年3月修正)し、関係機関は遺体対策について必要な措置を行うこととしている。この計画に基づき府では警察の要請により監察医への協力依頼を行い、検案を実施することとしている。

一方、大阪府警本部長は検案医の派遣要請を警察庁に行い、警察庁から法医学会に対して検案医派遣要請を行うことで、法医学者が派遣される。法医学会では派遣対応可能な法医学者が登録されており、派遣が可能となっている。府内5大学は法医学会派遣医師が来るまでの当初の対応とその後の解剖に備える。

【警察本部・第五管区海上保安本部】
1　災害発生地域及び海上等における遺体の早期収容に努め、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
2　身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市町村をはじめ関係機関に連絡を行い、速やかな身元確認に努める。

【市町村】
1　遺体安置所の設置
2　多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので、警察その他の関係機関と連携を図る。

【大阪府】
1　警察本部より検案要請があった場合、監察医事務所において検案を行う。
2　市町村からの要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。

また、日本医師会では、災害対策基本法の「指定公共機関」に指定（平成 26 年 8 月）され、「防災業務計画」を策定した。この計画に定める災害医療支援活動に「死体の検案に関する医師の派遣又はその協力」について記載されている。

さらに、日本歯科医師会では、「大規模災害時の歯科医師会行動計画」を策定（平成 22 年 8 月）し、令和 3 年 5 月には改訂版が出されている。この計画では、全国統一版として普及に努める「身元確認マニュアル」が掲載されており、身元確認の統一的な対応を示している。

一方、大阪府歯科医師会では「警察歯科対策室」を設置し、身元不明の遺体について大阪府警からの検視臨場要請により、歯牙鑑定による身元確認を年間約 300 件行っている。身元確認には、生前の歯科資料の整備が不可欠であるが、資料検索が難航した場合、歯牙鑑定を行う上で時間を要する場合もある。また、現状、年間約 300 件の身元確認を行っているものの、大規模災害が発災した場合は一度に多数の死者、身元不明者の発生が想定されるため、これらに対応するための体制構築（人的体制、物的体制：ポータブルレントゲン等の機材確保）が必要である。

大阪大学では当番制の歯科医師 6 名が蓄積と研鑽を進めており、ＡＩを用いた歯牙照合に関し近畿大学と連携して実施中である。簡易型パノラマ撮影装置の開発が待たれている。

こうした状況を踏まえ、大規模災害時に想定される死体検案や身元確認作業についても、死因究明等に携わる関係者間で情報を共有し、いざという時に備え、連携を強化していくことが求められている。

【警察本部･第五管区海上保安本部】
1　災害発生地域及び海上等における遺体の早期収容に努め、迅速に検視(死体調査)を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
2　身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市町村をはじめ関係機関に連絡を行い、速やかな身元確認に努める。

【市町村】
1　遺体安置所の設置
2　多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視･検案を行うので、警察その他の関係機関と連携を図る。

【大阪府】
1　警察本部より検案要請があった場合、監察医事務所において検案を行う。
2　市町村からの要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。

また、日本医師会では、災害対策基本法の「指定公共機関」に指定(平成 26 年 8 月)され、「防災業務計画」(令和5年1月改正)を策定した。この計画に定める災害医療支援活動に「死体の検案に関する医師の派遣又はその協力」について記載されている。

さらに、日本歯科医師会では、「大規模災害時の歯科医師会行動計画」を策定(平成 22 年 8 月)し、令和7年 5 月には改訂版が出されている。改訂版では、災害時に求められる人材の役割とその育成、被災地における他支援チームとの連携、支援時における具体的活動内容の拡充など、令和6年1月に発生した能登半島地震での JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害 歯科支援チーム）活動の課題を盛り込んだものとなっているとともに、全国統一版として普及に努める「身元確認マニュアル」を分離し、情報を参照しやすい形にまとめている。

一方、大阪府歯科医師会では「警察歯科対策室」を設置し、身元不明の遺体について大阪府警からの検視臨場要請により、歯牙鑑定による身元確認を令和6年度において年間約76件行っている。身元確認には、生前の歯科資料の整備が不可欠であるが、資料検索が難航した場合、歯牙鑑定を行う上で時間を要する場合もある。また、現状、年間約80件の身元確認を行っているものの、大規模災害が発災した場合は一度に多数の死者、身元不明者の発生が想定されるため、これらに対応するための体制構築(人的体制、物的体制：ポータブルレントゲン等の機材確保)が必要である。

大阪大学では当番制の歯科医師5名が蓄積と研鑽を進めており、バッテリー駆動のワイヤレス3DスキャナーとAIを用いた歯牙照合に関し近畿大学口腔外科と連携して実施中である。

第２節　大阪府死因調査等協議会意見取りまとめに基づく取組状況

〇経過

平成 26 年 6 月、国において死因究明等の推進に関する法律に基づき「死因究明等推進計画」が策定され、地方においても関係機関・関係団体間の連携体制の構築と死因究明の体制整備に向けて努力するよう求められた。

大阪府では平成 28 年度に「死因調査等あり方検討会」、平成 29 年度からは「大阪府死因調査等協議会」を設置し、平成 30 年 2 月に「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ」として、本府における死因調査体制の推進を図るべく、今後の方向性や具体的な取組みの提案をいただいた。

〇大阪府死因調査等協議会意見取りまとめの考え方（平成 30 年 2 月）

・正確かつ適切な死因を特定する体制整備に早期に着手する必要があり、そのためには「現行の監察医制度を活用しつつ、府域全体の死因調査体制を整備する」ことが重要である。

・この基本方針のもと、今後の死因調査体制の整備に向けた方向性として「死因診　断体制の整備」「適切な解剖体制の構築」「施設の連携・強化」の 3 点の取りまとめに加え、これらを推進するにあたって「留意すべき事項」について取りまとめた。

・これらの体制整備にあたり、様々な差異のある大阪市内と市外の対応について、府域全体を視野に入れた体制の均てん化をめざすものとする。

（１）死因診断体制の整備

【基本的な方向性】

■ かかりつけ医や救急医等における医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルの向上

■ 法医の不足といった現状への対応策の検討

■ 大阪市外の検案を実施している警察医の高齢化、人材不足への対応策や業務負担に対するサポート体制の検討

（２）適切な解剖体制の構築

【基本的な方向性】

■ 解剖によらない死因診断（死亡時画像診断等）の手法の検討

■ 解剖に際してのご遺族への配慮

■ 解剖が必要と判断した理由の明確化やより精度の高い記録の作成・保存の検討

■ 蓄積した貴重なデータの利活用方法の検討

第2節　大阪府死因究明等推進計画に基づく取組と課題

「大阪府死因究明等推進計画」（令和5年度～令和7年度）では、2040 年の超高齢多死社会を見据えた死因究明等体制の府域全体での整備や大阪市内と大阪市外での対応が異なる検案体制の均てん化[4]の継続を基本方針に掲げ、「死因診断体制の整備」・「適切な検査・解剖体制の構築」・「施設の連携・強化」・「施策推進のための環境整備」を重点施策として、取組を進めてきた。

（1）第1期計画期間における取組と課題（令和5年度～令和7年度までの取組状況）

①　死因診断体制の整備

ア）　臨床医における医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルのさらなる向上

【目標】・救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数
毎年１００名以上

・救急医及びかかりつけ医を対象とした研修及び死因診断に関するアンケートを実施（大阪府医師会委託）。オンデマンドによる研修配信を行い、救急医向け及びかかりつけ医の配信は 3 カ年実施、郡市区医師会におけるビデオ研修会を令和６年度から２ヵ年実施。両研修とも毎年 100 名以上が受講。

イ）　死因究明等を担う人材不足への対応

【目標】・監察医事務所での実習生受け入れ数
年間１０名以上
・監察医の委嘱数
３年間で５名以上（初年度に実効性のある対応を実施）
・大学で法医学を専攻する医師数
３年間で５名以上（初年度に実効性のある対応を促進）
・大阪地域医療支援センターホームページで大学のニーズを踏まえた情報を発信し、法医のキャリア形成支援

・死因究明等を担う人材不足への対応について、各大学の現状把握、大学施設等の活用等の課題について協議を実施。
・監察医事務所における実習生の受入を行い、302 名が参加。また新たに３カ年で６名の監察医を委嘱。
・大学若手医師の検案業務従事検討を進め、法医学を専攻する医師数が３カ年で 10 名となった。
・監察医確保のための実習支援事業を令和６年度から開始し、制度を活用した医師数は令和６年度からの２カ年で８名。

※第２節は現計画の取組と今後の課題に関する記載に変更

[4] 均てん化：主に医療政策の分野で用いられる語で、医療サービスなどの地域格差などをなくし、全国どこでも等しく専門的な医療をうけることができるようにすることを指す語。本計画では、府内のどこでも等しく死因究明等が行われる体制整備をめざすことをいう。

（３）施設の連携・強化

【基本的な方向性】
- ■ 今後の死亡者数の増加に併せて解剖の増加も見込まれる中、解剖可能な協力施設との連携を検討
- ■ 監察医事務所の老朽化対策を検討
- ■ 行政として府域全体の死因調査体制を総合調整

（４）留意すべき事項

① 穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した死因診断の仕組みの検討
② 犯罪死の見逃し防止という社会的要請にどう応えていくかの検討
③ 大阪市内と大阪市外で差がある検案書発行手数料について検討

○府の取組状況

大阪府では、上記の協議会意見取りまとめを受け、「死因調査体制の整備に向けた今後の取組み（平成 30 年 2 月）」をもとに事業を実施している。令和 3 年度までの実施状況は以下のとおり。

（１）死因診断体制の整備

①救急医向け研修

府内の救急告示病院に勤務する救急医に対し、平成 30 年度から研修を実施。この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、研修自体を取り止めた年もあったが、オンタイムによるＷｅｂ開催やオンデマンドによる研修ビデオの配信など、コロナ禍で多忙を極める救急医への周知啓発に努めた。

特に、アンケート調査についてはコロナ禍にあっても継続して実施するなど、救急医の現状把握に努めた。

②かかりつけ医向け研修

上記研修と同様、新型コロナウイルス感染拡大のため、対面形式での研修からオンタイムによるＷｅｂ研修やオンデマンドによる研修ビデオの配信に変更した。

なお、研修参加者へのアンケート調査については、対面形式による研修開催時には実施することで現状把握に努めたが、Ｗｅｂ研修等の際には実施を断念した。

③検案サポート医体制の検討（犯罪死見逃し防止）

大阪市外の警察医の死体検案をサポートするため、検案要請書の府内統一や監察医による検案同行研修などの支援を行った。

また、大阪市外の警察医と協力医の現状を詳細に把握するため、死体検案に対するアンケート調査を実施し、課題やニーズについて整理した。

④人材の育成・確保

検案医の養成・確保について、関係省庁に対して要望を行うとともに、大阪市内

・主に在宅医療の現場において、患者への ACP 支援を実施できる人材を育成するための研修を実施。訪問看護師、介護職等他職種を対象とし、３カ年で 68 回開催、3,465 人が参加。

・大阪大学大学院修士課程「死因究明学コース」（学位は修士（公衆衛生学））修了者は 10 名（一名医学部編入）、博士課程の法医学者・法歯学者養成実績は 12 名となった。大学院高度プログラム修了者は 61 名で内医師は 31 名、歯科医師 12 名であった。

・大阪大学において、文科省支援「次のいのちを守る人材育成教育研究拠点形成事業」を実施。令和５年１０月に次のいのちを守る人材育成教育研究センター設置し、令和６年７月キックオフシンポジウムを開催。人材育成として、大学院講義・演習 14 科目、総計 364.5 時間の講義を実施しており、これらのプログラムが文部科学省「職業力実践プログラム」に採択され、厚生労働省の教育給付金制度の指定講座となっている。

【大学院生向けに大学院高度副プログラム】
死因究明学に根ざした法医学者・法歯学者養成プログラム（履修５名）
死因究明学プログラム（履修３名）

【大学院科目等履修生高度プログラム】
死因診断能力の向上と死因究明の攻究（死因究明学を志す人向け）
在宅医療の充実における看取り向上のための検案能力涵養（在宅医療の医師対象）
多死社会における死後画像診断力の向上（画像診断医師、診療放射線技師対象）
訪問看護師向け死因究明の涵養プログラム（訪問看護師対象）
死因究明薬剤師の養成のための薬物分析能の涵養（薬剤師対象）
死因究明学に根ざした法歯学の涵養プログラム（歯科医師対象）

・大阪医科薬科大学（滋賀医科大学・京都府立医科大学と連携）において、「地域で活躍する Forensic Generalist,Forensic Specialist の養成」として、令和４年度から大学院博士課程コース、インテンシブコースを設置。

・大阪府歯科医師会警察歯科対策室員のスキルアップを図るため、大阪府警と歯科医師会で毎年勉強会を実施（９月、１月）。

ウ）　大阪市外の検案を実施している警察医の高齢化、人材不足への対応や業務負担に対するサポート体制の充実

【目標】・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり

・警察医を対象とした、検案技術向上研修を毎年、講義と検案同行研修を実施し、延べ３３名の警察医が参加。

エ）　死因診断技術の向上

【目標】・大阪市内の救急医療機関と監察医の意見交換を継続し、日頃から相談でき

の救急医と監察医による意見交換を通じて、死因診断における監察医の知見を解説し共有した。

⑤地域におけるセーフティネット

監察医事務所で得られた孤独死に関する知見を、近畿公衆衛生学会をはじめ、報道機関等からの問い合わせに対して情報提供を行った。

（２）適切な解剖体制の構築

①死亡時画像診断（ＣＴ）の導入

平成 31 年度に監察医事務所で導入したＣＴ設備搭載車により、死亡時画像診断を推し進めた結果、撮影件数が年々増加する一方、画像診断でも死因が不明な場合には解剖を行うなど、遺族感情に配慮した死因診断につながった。

また、監察医業務のみならず、大阪市以外の死因診断に活用できるようモデル地域を設定して、運用上の効果検証を行っている。

②データの利活用

監察医事務所で扱った検案・解剖に係る情報を、令和 2 年度からデータベース化し、孤独死をはじめ、熱中症予防や自殺対策、入浴死（ヒートショック）などの分野における公衆衛生の向上に活用している。

（３）施設の連携・強化

①法医学教室等との連携を検討

大学の法医や監察医と連携し、モデル地域（堺・泉州地域）において、遺体のＣＴ撮影に協力していただける医療機関を確保するため、実施のための枠組みについて関係者間で合意形成し、医療機関からヒアリングを行う。

②監察医事務所の設備等の対策

監察医事務所において日々運用する中、ハード面での支障が生じた場合、その都度補修工事を実施しているほか、来庁者の利便に資するよう、多目的トイレの新設やトイレの洋式化への改修工事を行った。

（４）留意すべき事項

①府民啓発

終末期の看取りについて府民が考える機会の提供として、「人生会議」を中心に広報を行った。「府政だより」への毎年掲載をはじめ、ツイッターやフェイスブック、啓発ビデオを作成しユーチューブでの配信を行った。

②ワーキング会議の開催

救急医向けやかかりつけ医向けの研修内容を検討するため、研修ワーキンググループでの議論をはじめ、大阪市外の警察医をサポートするため、検案サポートワーキンググループを立ち上げ実態把握のためのアンケート調査を実施するなど、適宜ワーキンググループでの意見聴取を行った。

る体制構築

・救急機関との相談体制の構築等のため、令和５年度から監察医事務所と救急医療機関との意見交換を５回実施。

・救急医及びかかりつけ医を対象とした研修を実施。　［再掲］

・警察医に適宜、死因診断技術向上に資する解剖結果等の情報提供を実施。

＜取組に対する課題＞

・2040 年（令和 22 年）にピークを迎える見込みの死体取扱数に対応していく必要があるが、引き続き、大学の法医学教室における常勤雇用の確保や大学院修了者の大学以外の死因究明施設の医師確保の問題、警察医・監察医の高齢化が課題となっている。引き続き、救急医及びかかりつけ医などに、日頃から死後の死因診断を実施していただけるよう研修等を実施していく必要がある。

・また、救急医の死因診断技術のさらなる向上をめざし、救急医と監察医の意見交換の充実、各大学法医学教室と大阪府内の救急医との情報共有を進めていく必要がある。

・府内の死因究明体制を維持していくためには、大学の法医学教室との連携が必要となるため、引き続き大学の法医学教室のニーズ等の把握、監察医事務所での解剖実習の受け入れを継続して実施していく必要がある。

・大学若手医師のキャリアパス等に対する不安を軽減するため、大阪市内では監察医事務所や大阪市外では警察医等としての検案業務従事について検討する必要がある。また、警察医や監察医の新たな養成へと繋がるよう、新たな展開を検討していく必要がある。

・在宅での看取りを希望する本人や家族のために、人生会議（ACP）のさらなる普及啓発と実際に実践できる多職種を対象とした人材の育成を引き続き実施する必要がある。

・大学の法医学教室等高等教育機関において、死因究明に関わる人材の育成を引き続き実施する必要がある。

※大阪大学大学院「死因究明学コース」課程および１つの大学院高度副プログラムと６つの科目等履修生高度プログラムによる死因究明高度専門職人材の養成と社会人リスキリング教育の継続、大学院博士課程での高度副プログラムを活用した法医学者・法歯学者の養成の継続、文科省「次のいのちを守る人材育成教育研究拠点事業」（全国拠点）の継続、死因究明学専門職大学院（仮称）設置の検討

※大阪医科薬科大学（滋賀医科大学・京都府立医科大学と連携）における地域で活躍する Forensic Generalist,Forensic Specialist の養成の継続

※警察歯科対策室員会においてスキルアップを図るための症例研修実施を継続　等

・警察医の高齢化や人材不足への対応が必要であるため、大阪府警察医会と連携し、検案技術向上のための研修実施やサポート体制構築について検討をする必要がある。

②　適切な検査･解剖体制の構築

ア）　死亡時画像診断等の導入と市外での活用による均てん化

【目標】・大阪市外でＣＴを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる

③手数料の見直し

府域のバランス及び死亡時画像診断（ＣＴ）等の機能強化に伴い増高する費用などを勘案し、監察医事務所の手数料を改定した。

＊手数料の改定（平成 31 年 4 月実施）

死体検案書発行手数料　11,700 円→20,000 円

生命保険関係証明書発行手数料　8,800 円→ 8,900 円

（参考：平成 30 年度～令和 4 年度の進捗状況）

◆死因診断体制の整備

① 救急医向け研修

目的：心肺停止で救急搬送され死亡した症例に対し、対応可能なものについて、死亡診断書(死体検案書)を発行できるよう、死因診断に対するノウハウや検案技術のさらなる向上を図る。

目標：・救急医による死亡診断書(死体検案書)の作成率向上
（可能な限り、医療機関等で死亡診断・検案する体制構築を目指す。）

内容：府内全救急告示医療機関（約 250 施設）に平成 30 年度から 3 年間（年 2 回）で、法令解釈や死亡診断書(死体検案書)作成、検案技術の研修を実施

進捗状況：

	H30	R1	R2	R3	R4	計
対象者数（病院数）	200人	200人	106人	286病院	285病院	506人 (286病院)
実績値（視聴回数）	181人	117人	未実施	188回	375回	861人(回)

② かかりつけ医向け研修

目的：生前より患者の治療に関わったかかりつけ医等に対し、死亡診断書作成研修を実施することで、在宅での看取りを広げる機運を醸成し、医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルのさらなる向上を図る。

目標：・研修参加人数を約 500 名/年
・かかりつけ医による死亡診断書(死体検案書)の作成率向上

内容：かかりつけ医等に対し、法令解釈や死亡診断書作成の研修を実施

進捗状況：

施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり

・監察医事務所のＣＴ車を活用した市外ＣＴの対象地域拡大

・堺・泉州地域において、協力医療機関を確保した上で、死亡時画像診断（CT）の試行実施するモデル事業を実施。（令和５年度８件、令和６年度３１件、令和７年度 21 件）

・監察医事務所に導入した CT 車を活用した市外 CT を北河内地域等において実施。（令和５年度５０件、令和６年度６５件、令和７年度２８件（令和７年１０月末時点））

・大学や医療機関に死亡時画像診断の有効性を提案し、国の補助金を活用しながら導入を促進。（施設整備２大学、設備整備４大学）

・国の死因究明拠点整備モデル事業で、令和７年度に大阪大学がＢ薬毒物検査拠点モデルに採択。大阪府下で検案時にアルコールを含めた薬毒物検査が必要な場合に大阪大学へ依頼できるようになった。

イ）　解剖に際してのご遺族への配慮

【目標】・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年１回）

・遺族感情に配慮した対応をするため、遺族対応研修を令和６年度より年１回実施。

ウ）　検案、解剖等で得られた貴重なデータの利活用

【目標】・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供

・ホームページ掲載中の孤独死や熱中症データの内容を充実。

・情報の適切な管理に関し、関係者への必要な情報の提供。

・厚生労働省において、身元確認のための大規模データベース構築に向け検討中であることから、その動向を注視。

・令和５年度から監察医事務所ホームページで「年熱中症死亡例の詳細について」を公表。

・第１０８次日本法医学会学術全国集会において、救急搬送時と監察医検案時、同一症例における血液検査の比較検討を発表（令和６年６月）。

・第 63 回近畿公衆衛生学会において、演題を発表（令和６年８月）。

・学会発表、論文投稿予定（令和７年度）

＜取組に対する課題＞

・引き続き、検案体制の異なる大阪市内と大阪市外の均てん化に向けた取組が必要である。

・大阪府内での死亡時画像診断実施に向けた協力医療機関の確保を引き続き実施するとともに、死亡時画像診断が可能な警察医等の読影技術向上に向けた取組を進める必要がある。また、監察医事務所の CT について、引き続き大阪市外に活用していくとともに、国の補助金を活用した、大学や医療機関への死亡時画像診断施設及び設備の導入促進を継続して実施する必要がある。

	H30	R1	R2	R3	R4	計
医師 (視聴回数)	270人	203人	358人	253回	90回	1，174人 （回）
多職種	157人	575人	71人	－	－	803人
手法	5会場	5会場	オンライン	オンデマンド	オンデマンド	

③ 検案サポート医体制の検討（犯罪死見逃し防止）

目的：大阪市外で検案を行う警察医の検案レベルの向上や不安(負担)の軽減

内容：検案サポート事業(監察医事務所の監察医(法医等)が行う検案に、希望する警察医等が同行し、死因診断技法等を習得する事業)を通じて、検案レベルの向上や死因の確定に悩む警察医等をサポート

進捗状況：

H30	R1	R2	R3	R4
実績なし	・検案要請書の府内統一 ・検案同行研修 （警察医会役員）	**検案サポートWG設置** ・市外警察医の現状把握 （アンケート調査） ・今後のサポート案	実績なし	・休日夜間サポートリスト ・検案技術向上研修 ・病歴照会アンケート

④ 人材の育成・確保

目的：死因診断の実務に取り組む人材を育成、確保

内容：大阪大学における死因究明コースでの人材育成を引き続き実施するほか、他大学においても人材育成のための方策を検討する。府内の救急医療機関等との意見交換を通じ、監察医事務所での検案医を経験する仕組みを検討

進捗状況：

〇検案医の養成・確保を国家要望（部局重点）

〇大阪大学大学院における死因究明学コース（H26 年度設置）

11 科目（1 科目 2 単位）の講義と 4 科目の実地演習で構成

〇大阪医科薬科大学における法医学能力を備えた臨床医・歯科医育成コースの新規設置

（R3 年度：国による事業選定、R4 年度：開講）

〇大阪市内の救急医療機関との意見交換

（R2 年度：2 機関、R4 年度：4 機関）

⑤ 地域におけるセーフティネット

目的：孤独死等の状況を周知し予防につなげる

内容：監察医事務所で得られた孤独死関連のデータをホームページ等で周知し、その予防につなげる

進捗状況：

〇近畿公衆衛生学会・府ホームページに毎年掲載（監察医事務所）

・監察医事務所で得られた大阪市内の死因データを、故人の尊厳と遺族に配慮しつつ、孤独死・入浴関連死や熱中症予防等、府民の公衆衛生の向上のために関係機関と連携して、積極的に利活用していくことが求められている。

・また、犯罪死見逃しや事例の分析に資するよう、死亡検証により得られた子どもの死亡原因に関する情報や虐待による死亡が疑われると判断した場合の情報の取り扱いについて、担当部署が対策等に必要となる情報や医学的データを提供するなど、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら、関係者間での情報共有が必要である。

③ 施設の連携･強化

ア） 今後の死亡者数の増加に併せて解剖の増加も見込まれる中、検査・解剖が可能な協力施設の確保と連携推進

【目標】・大阪市外の死因究明体制の課題等について再整理

・大阪市外でＣＴを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり［再掲］

・死亡時画像診断システムの導入を希望する大学や医療機関に対して国庫補助金を活用して推進

・各大学の現状把握、大学施設等の活用等の課題について協議［再掲］

・監察医確保のための実習支援事業を開始し、制度を活用した医師数は令和６年度からの２カ年で６名。［再掲］

・監察医事務所に導入した CT 車を活用した市外 CT を北河内地域等において実施。（令和５年度５０件、令和６年度６５件、令和７年度２８件（令和７年１０月末時点））［再掲］

・府内法医学教室の新施設整備に伴う解剖等の受入停止期間（令和７年８月）において、監察医事務所での調査法解剖の受入を実施。

・大学や医療機関に死亡時画像診断の有効性を提案し、国の補助金を活用しながら導入を促進。（施設整備２大学、設備整備４大学）［再掲］

イ） 監察医事務所の老朽化への対応

【目標】・監察医事務所の施設や設備充実

・医療施設運営費等補助金を活用した運営等を実施。

・監察医事務所の老朽化対策にかかる手法について、調査・検討を実施（R7）

ウ） 行政として府域全体の死因究明体制を総合調整

【目標】・大阪市外の死因究明体制の課題等について再整理

・各大学の現状把握、大学施設等の活用等の課題について協議［再掲］

＜取組に対する課題＞

・府域における死因究明体制を整備していく上で、死亡時画像診断の活用が不可欠であることから、死亡時画像診断装置が未設置の大学法医学教室や医療機関に対してその有効

・独居の孤独死　　・同居の孤独死
・熱中症死亡に関する統計　・過去５年間の熱中症死亡者数

⑥ 死因究明整備拠点モデル事業

目的：府域の均てん化への対応、死因究明に対する府民理解の促進

内容：大阪市以外の地域において事件性のない遺体に検査・解剖ができる体制を構築し、均てん化を進めるとともに、この取組みを通じ死因究明に対する府民の理解を深める。

進捗状況：

○R４年度

池田警察署管内をモデル対象地域とし、さらに検査や解剖が必要な場合、遺族の同意を得て、死因究明拠点の大阪大学で検査等を実施。

◆適切な検査・解剖体制の構築

① 死亡時画像診断（ＣＴ）の導入及び活用

目的：増加する解剖への対応（画像診断により死因を特定）、遺族感情に配慮した死因診断手法の一つとして、死亡時画像診断（ＣＴ）を導入。また、大阪市内外の検案体制の均てん化をめざし、ＣＴ導入による市内の解剖の抑制効果を活用しつつ、市外の死因調査に対応するとともに、災害時にも活用する。

目標：検案、ＣＴ（死亡時画像診断）、解剖により得られた情報を死因診断に活用し、解剖数の抑制につなげる。

進捗状況：

	H30	R1	R2	R3	R4	計
市内	CT車購入	860件	1,544件	1,755件	1,832件	5,991件
市外	覚書締結	31件	29件	38件	11件	109件

② データの利活用

目的：監察医事務所で扱う各情報を引き続きデータベース化するとともに、検案、検査・解剖等により得られたデータを情報分析を行い、疾病の予防や治療等、公衆衛生の向上や増進に活用する。

目標：監察医事務所で取扱う各データを統計管理できる仕組みを構築。統計データとして蓄積された情報を活用し、公衆衛生の向上・増進に関する施策展開につなげる。

性の周知や導入を促すとともに、死亡時画像診断を実施していない地域の医療機関にＣＴ撮影の協力を求めることとあわせ、撮影データの読影や死亡診断書（死体検案書）作成のため、法医学者、監察医や警察医あるいは警察協力医、救急医間でサポートを行うなど、均てん化に向けた取り組みを継続することが必要である。

・大阪市内の非犯罪死体の死因診断を中心的に担う施設となっている監察医事務所の円滑な運営を継続していくために、築７０年目を迎える施設等の老朽化に対する対応が急務である。

・また、人材育成の中心的役割を担い、かつ犯罪死体の死因究明を担う大学法医学教室、特に府内の４大学法医学教室や近畿大学病院死因究明センターとの連携も、引き続き実施していく必要がある。

④ 施策推進のための環境整備

ア） 穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した対応の仕組みづくり

【目標】・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年１回）［再掲］

・人生会議（ACP）の普及啓発資材及び SNS を活用した周知を実施。

・令和５年度から令和７年度は人生会議の日に合わせて府民公開講座を開催。

・市町村が実施するセミナーの開催費用を支援。

・令和６年度は大阪府が拠点となり、厚労省「死因究明拠点整備モデル事業」を実施し、遺族対応のノウハウを検証。

・遺族感情に配慮した対応をするため、遺族対応研修を令和６年度より年１回実施。［再掲］

イ） 犯罪死に対する社会的要請への対応も踏まえた検案技術の向上等

【目標】・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり［再掲］

・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化

・警察医を対象とした、検案技術向上研修を実施［再掲］

・警察における検視体制の充実に関して、検視調査課の人員体制を強化。

ウ） 情報の適切な管理

【目標】・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供［再掲］

・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に情報提供

・ＣＤＲ（Child Death Review ：こどもの死亡検証）については国モデル事業の推移を注視。なお、令和２年度より国においてモデル事業を開始、令和６年度は１０都道府県で実施されている。令和７年度より、モデル事業を踏まえ、国において全国展開に向けた体制整備を議論するため、「CDR の制度のあり方に関する検討会」が設置され、具体的な議論が開始。

・大阪府監察医事務所取扱例のデータについては、個人情報の保護に関する法律及び法施行条例に基づく情報公開請求について適切に対応。

進捗状況：

H30	R1	R2	R3	R4
5大学にヒアリング	・検案業務にタブレット端末を導入 ・システム開発	システム運用開始	データ蓄積 ・孤独死 ・熱中症 ・自殺	データ蓄積 ・孤独死 ・熱中症 ・自殺 ・入浴死

◆施設の連携・強化

① 法医学教室等との連携を検討

目的：死亡者数増加への対応（解剖等の分散）

内容：監察医事務所のほか、大学法医学教室等と連携した検査・解剖体制の構築をめざす。各大学等現状把握を行い、協力施設の確保・連携をめざす。

進捗状況：

○検査・解剖協力医療機関の確保【堺・泉州地域モデル事業】

・民間医療機関への意向調査を実施

② 監察医事務所の設備等の対策

目的：監察医体制の維持・強化や施設の老朽化対応

内容：今後の多死高齢社会に備えた死因調査体制を整備するため、監察医事務所の位置づけ、役割を踏まえた組織体制の検討、および老朽化対応

進捗状況：

H30	R1	R2	R3	R4
解剖台・遺体保存庫の設備更新	・監察医務監の配置 ・事務所職員の本庁兼務発令	各種補修工事実施	トイレ改修工事等実施	検査機器購入更新

◆関連する取り組み

① 府民啓発

・内容：人生の最後、終末期の看取りについて、府民が考える機会の提供や死因調査体制の理解を促進

・進捗状況：

H30	R1	R2	R3	R4
在宅医療懇話会でのPR	府政だよりに「人生会議」掲載	ツイッター等のSNSに「人生会議」掲載	「人生会議」啓発ビデオ作成	「人生会議」啓発漫画作成

エ） 大規模災害の発生に備えた身元確認体制の整備

【目標】・大規模災害発災を想定した関係者による身元確認訓練の実施（３年以内）

・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む好事例を関係者間で共有

・令和５年度は大阪府（保健医療企画課、監察医事務所）、大阪府警察本部（検視調査課）、大阪府歯科医師会、大阪府医師会が参加し、身元確認に関する図上訓練を実施。

・令和６年度は大阪府（保健医療企画課、監察医事務所）、大阪府警察本部（検視調査課）、大阪府歯科医師会、大阪府医師会が参加し、関西国際空港航空機事故消火救難総合訓練において身元確認訓練（実地訓練）を実施。

・令和７年度は大阪府（保健医療企画課、監察医事務所）、大阪府警察本部（検視調査課、鑑識課、泉佐野警察署、捜査第一課、刑事総務課、府民応接センター）、大阪府歯科医師会、大阪府医師会、大阪府警察医会、泉佐野市、泉州南消防組合が参加（見学含む）し、泉佐野市総合体育館で身元確認訓練（実地訓練）を実施。

＜取組に対する課題＞

・本人や家族が希望する穏やかな看取りを実現させるために、引き続き人生会議（ACP）の普及啓発を進める必要がある。（第８次大阪府医療計画においては、人生会議（ACP）の認知度に関する目標値（令和 11 年度：認知度 20%）を定めており、目標の達成に向けた取組を推進していくこととしている。）

・今後、想定される大規模災害発災時には多数の身元確認を行う可能性があり、検視・検案作業と身元確認作業について、関係者間で実施手法や課題を共有するとともに、事前の備えとしてのマニュアルの作成や訓練などが必要である。今後は、検案の実施主体となる大学法医学教室所属医師への参加の呼びかけが必要。

・また、遺族対応のノウハウについて、専門団体の協力のもと、引き続き警察官、監察医、警察医等などを対象とした研修を実施するとともに、身元確認訓練での遺族対応についても確認する必要がある。

② <u>ワーキング会議の開催</u>

・内容：研修や検案サポート体制の整備などテーマ別に専門の委員や参考人などから意見を聴取し検討を行う。

・進捗状況：

H30	R1	R2	R3	R4
・研修WG（2回）	・研修WG（1回）	・研修WG（1回） ・検案サポートWG（2回）	・研修WG（1回）	・研修WG（1回） ・計画策定WG（5回）

③ <u>手数料の見直し</u>

・内容：府域のバランス及び死亡時画像診断（ＣＴ）等の機能強化に伴い、増嵩する費用などを勘案し、監察医事務所の手数料を改正

・進捗状況：

〇府事務手数料条例の一部改正（H31.4）

・死体検案書発行手数料　11,700 円→20,000 円

・生命保険関係証明書発行手数料　8,800 円→ 8,900 円

<u>第３節　国推進計画に記載の死因究明等に講ずべき施策と本府の取組状況</u>

国の「死因究明等推進計画」に記載されている「死因究明等に講ずべき施策」について、府内関係機関におけるこれまでの取組状況や課題・今後の方向性を整理したところ、次のとおりであった。

〇国推進計画から見た府内の取組状況等

（１）死因究明等に係る人材の育成等（法第 10 条）

国推進計画に記載の内容	都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察等との合同研修会の積極的な開催【警察庁、海上保安庁】
これまでの取組状況	・大阪府警と大阪府警察医会との研修を年 1～2 回実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、近年は中断している。【大阪府警、大阪府警察医会】

	・大阪府歯科医師会警察歯科対策室が開催する年２回の研修に大阪府警の鑑識課、検視調査課が参加している。【大阪府警、大阪府歯科医師会】
課題・方向性	・大阪府警と大阪府警察医会及び大阪府歯科医師会の研修を実施。今後も研修を継続することで人材育成（スキルアップ）を図る。 ・警察医の高齢化が課題であり、若手医師の育成が必要。 ・歯牙鑑定による身元確認の経験や出務回数によって歯科医師の習熟度に差が生じており、大阪府警と大阪府歯科医師会が連携を深めながら研修内容を充実させることでスキルアップを図る。

国推進計画に記載の内容	専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上【厚生労働省：日本医師会に委託】
これまでの取組状況	・平成 30 年度から救急医向け及びかかりつけ医向け研修の実施。この間、対面やオンデマンド方式等で研修を実施し、延べ 2,035 名［救急医向け：861 名、かかりつけ医向け：1,174 名］が受講した。【大阪府：大阪府医師会に委託】
課題・方向性	・監察医事務所での取扱件数のうち、救急医療機関経由のものが令和元年以降増加傾向にある（Ｒ元：34.7%→Ｒ3：37.4%）ことから、適切な死因診断を行うことの重要性や死因診断名の付け方の認識の統一を図る必要がある。 ・今後、在宅での看取りの増加が見込まれる（Ｒ元：10.1%→R2：13.1%）ことから、医師だけでなく、在宅介護に関わる人材への研修も必要。 ・救急医やかかりつけ医に対する死亡診断書作成の研修を行う。

国推進計画に記載の内容	警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査等への影響を留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元【警察庁、海上保安庁】
これまでの取組状況	・過去に例のない特異な事例を資料化し、監察医に対し提供している。【大阪府警】
課題・方向性	・検案技術向上のため、誰を対象にどのような内容を警察から還元することが必要か、検討が必要。

（２）死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第 11 条）

国推進計画に記載の内容	大学を通じ、死因究明等に係る人材養成と研究推進の拠点を整備し、その成果の普及促進等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める【文部科学省】

	これまでの取組状況	・平成 26 年度から令和 2 年度まで文部科学省特別経費「死因究明学の創造の担い手養成プラン」事業の実施【大阪大学大学院】 ・平成 26 年度から大阪大学大学院死因究明学コースで開講している科目群については 400 名以上が受講している。【大阪大学大学院】 ・監察医事務所における検案実地実習【大阪大学大学院、大阪府】 （実績：H29～H31 毎月数回実施、R2～R3 は新型コロナウイルス感染症拡大により中断） ・大阪大学における検案実地演習【大阪大学大学院】 （実績：H27～現在まで年間 10 日以上実施） ※参考 ・平成 27 年度、大学院修士課程に世界で初めて「死因究明学コース」を設置し、13 科目の講義、4 科目の演習で専門人材を養成。【大阪大学大学院】 ・平成 27 年度から随時、以下の大学院科目等履修生プログラムを実施し、いずれも文部科学大臣認定「職業実践力育成プログラム(BP)」に認定され、厚生労働省職業訓練給付金制度の対象となっている。【大阪大学大学院】 「死因診断能力の向上と死因究明の攻究」（大卒以上） 「在宅医療の充実における看取り向上のための検案能の涵養」（医師） 「多死社会における死後画像診断能力の向上」（医師、診療放射線技師） 「訪問看護師向け死因究明の涵養プログラム」（看護師） 「死因究明学に根ざした法歯学の涵養プログラム」（歯科医師） ・地域で活躍する Foresic Generalist,Foresic Specialist の養成大学院博士課程コース、インテンシブコースを開講。【大阪医科薬科大学（滋賀医科大学、京都府立医科大学と連携）】 ・大阪大学大学院高度副プログラム「死因究明学に根ざした法医学者・法歯学者養成プログラム」を実施【大阪大学】 ・令和 5 年度文部科学省教育研究組織の改革に対する支援事業に「「次のいのちを守る」人材育成教育研究拠点事業」が採択【大阪大学】		
	課題・方向性	・大学の定員が限られており、キャリアパスへの不安もあり、法医を志す学生が少なく、法医学者の不足につながっている。 ・文部科学省「基礎研究医養成活性化プログラム」を大阪医科薬科大学以外の大学での活用を検討。		

	・死因究明等に係る人材養成と研究推進の拠点を整備していく際の費用負担が明確になっていない。 ・法医学教室を有する府内５大学に対し、死因究明に対する大学のニーズ、人材育成のあり方や府外大学との連携等について、アンケートやヒアリング調査を実施することで状況を把握し、今後の取組方策について検討していく。

（３）死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第 12 条）

国推進計画に記載の内容	地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備を要請 【厚生労働省】
これまでの取組状況	・府内の死因調査体制整備の取組みについて、大阪府の附属機関である死因調査等協議会で進捗管理している。【大阪府】 ・大阪市内の検案は監察医事務所で対応しており、大阪市外は大阪市内との均てん化に向けた取組みを実施している。【大阪府】 ・令和４年度に新規の厚生労働省補助事業である「死因究明拠点整備モデル事業」に応募し、採択された。当該モデル事業は事件性が認められない死体を対象にしている。この事業を通して、大阪市外における検査・解剖の課題等の把握に努めている。【大阪府】
課題・方向性	・大阪市内と大阪市外で死因調査体制に差があり（市内：監察医、市外：警察医）、引き続き均てん化の取組みが必要。 ・大阪市外で死亡時画像診断を行うためには、①近隣でＣＴ撮影が可能な医療機関の確保、②ＣＴ撮影した医療機関や警察医が撮影データを読影できる体制の確保、③死体検案書を作成できる医師の確保や育成等が必要であり、これらを念頭に取組みを進める。 ・府域の死因究明体制について、市内は監察医事務所があるものの、市外では薬毒物・感染症等の検査を実施できる体制が必要。 ・大阪市以外の死因究明体制整備について、現在実施している国モデル事業の成果等をもとに短期及び中長期の方針を定める。

国推進計画に記載の内容	地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定【厚生労働省】
これまでの取組状況	・計画策定ワーキンググループを設置し、大阪府版死因究明等推進計画の策定をめざして、今後の取組み等について検討してきた。【大阪府】
課題・方向性	・大阪府版死因究明等推進計画の策定後は、府死因調査等協議会を

	構成する関係者が連携して取組みを推進していく。 ・厚生労働省では令和 3 年度から定期的に実態調査を実施。その結果を参考にして、現在値・目標値を確認し、さらに他の都道府県の実態と比較しつつ把握・分析し、問題点を抽出していく。

国推進計画に記載の内容	大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、技能向上に必要な情報の還元や必要な協力を行う。【厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁】
これまでの取組状況	・毎年秋に航空機事故を想定した検案や身元確認訓練について大阪府歯科医師会をはじめ関係機関と連携して実施している。【大阪府警、地元の消防・医師会・医療機関、歯科医師会等】 ※参考：令和 4 年度から、大学院で法歯学者養成プログラムとして「法歯学」講義を開始している。【大阪大学】
課題・方向性	・航空機事故が発生した場合に備えた救助や検視・身元確認訓練（関西国際空港緊急計画連絡協議会主催）は行われているが、大阪府が実施する災害対策訓練の中で検案や身元確認訓練は行っていないため、訓練の中に位置付けして実施できるよう、まずは関係者による意見交換から始める。 ・大規模災害等の発生時、歯牙鑑定に必要な検歯用機材（ポータブルレントゲン等）の確保が課題。 ・身元確認が多数必要となった場合の歯科医師の確保が課題。

（4）警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第 13 条）

国推進計画に記載の内容	今後見込まれる死亡者数の増加に対応すべく、より効果的・効率的な検視官の運用を検討【警察庁】
これまでの取組状況	・他の都道府県警察にない「検視調査課」を平成 28 年 4 月に設置し、専門的かつ適切な検視が可能な体制を構築し対応している。【大阪府警】 ・映像支援システムの活用（検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置を活用）。【大阪府警】 ・大阪府警と各大学法医学教室との検視官研修を年 1 回実施してきたが、近年は中断している。【大阪府警、各大学】 ・身元・遺族等不明遺体について、平成 26 年 7 月から民間業者に保管委託できる制度を開始。【大阪府警】

課題・方向性	・検視調査課設置以降も府内の死亡者数は増加の一途をたどっており、要対応件数も年々増加。2040（R22）年をピークに今後も増加が見込まれることから、体制の強化が必要。 ・大阪・関西万博をはじめ大規模イベントやプロジェクトへの対応もあり、人員の確保が困難な状況。 ・司法解剖等における課題や検視技術の向上に向けて研修を継続させスキルアップに繋げる。 ・超高齢多死社会の中、独居で発見が遅れたなどの理由で死体現象が進む案件が増加しているため、身元を特定して遺族等に遺体を引き渡すまでの期間が長期化している。

国推進計画に記載の内容	警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る【警察庁、海上保安庁】
これまでの取組状況	・死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するため、府内大学等と連携して対応している。【大阪府警】
課題・方向性	・地域によっては、解剖や死亡時画像診断を身近な場所で実施できないところもある。

（５）死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第 14 条）

国推進計画に記載の内容	検案に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学者に相談できる体制を全国的に運用し、その普及啓発を図る【厚生労働省】
これまでの取組状況	・死因診断の実務に取り組む人材を育成・確保するため、大阪市内の救急医と監察医による死因判定等についての意見交換（監察医によるフィードバック）を行っている。【大阪府】 （R2 年度：1 機関、R4 年度：4 機関） ・監察医事務所の監察医(法医等)が行う検案に、希望する警察医等が同行し、死因診断技法等を習得する事業を通じ、検案レベル向上（犯罪死の見逃し防止）や死因の確定に悩む警察医等をサポートしている。【大阪府】
課題・方向性	・大阪市内の救急医療機関と監察医による意見交換を継続し、死因診断の実務レベルの向上をめざす。大阪市外については、今後、検討を進める。 ・警察医等のニーズに応じた研修等を行うことで、検案技術の向上（犯罪死の見逃し防止）や死因の確定に悩む警察医等をサポートしていく。

国推進計画に記載の内容	公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査に必要な報酬・備品、施設設備等の費用を支援【厚生労働省】
これまでの取組状況	・平成 31 年度から、行政解剖等に必要な監察医事務所の解剖・検査費用について、国の医療施設運営費等補助金を活用している。【大阪府】
課題・方向性	・引き続き、国の補助金等も活用しながら、施設や設備の充実を図るとともに監察医事務所以外の関係機関において、事件性が認められない死体の検査、解剖等にかかる費用への支援のあり方について検討する。

（６）死因究明のための死体の科学調査の活用（法第 15 条）

国推進計画に記載の内容	地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う【厚生労働省】
これまでの取組状況	・府内の大学法医学教室等や監察医事務所において、死体検案、解剖、死亡時画像診断をはじめ、薬毒物検査や新型コロナウイルスＰＣＲ検査を実施。 ・令和４年度に厚生労働省の新たな補助事業である「死因究明拠点整備モデル事業」に応募し選定された。当該モデル事業を通じ、市外における検査・解剖等の課題を把握する。【大阪府】 ・堺・泉州地域で死亡時画像診断に協力いただける医療機関を確保すべく、ヒアリング調査を実施中。【大阪府】
課題・方向性	・大阪市外では、事件性が認められない死体への検査や解剖実施は少なく、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備が必要である。 ・まずは、ＣＴによる死亡時画像診断を活用しながら、薬毒物検査等各種検査体制の構築について、国モデル事業の試行実施結果を踏まえ検討することで、市外の死因究明レベルの向上をめざす。

国推進計画に記載の内容	各地域における中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査を行うための施設・設備を設置する費用を支援【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
これまでの取組状況	・令和４年度に大学法医学教室（2 大学）における死亡時画像診断システム等の整備費用について申請中であり、うち１大学は整備完了後にＣＴ2 台体制となる。【大阪府】

課題・方向性	・大阪市内と大阪市外の均てん化のため、死亡時画像診断に必要なＣＴが未設置の大学や医療機関に対し、有用性等を訴え、国の補助金を活用しながら導入を働きかける。

（７）身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（法第 16 条）

国推進計画に記載の内容	歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施【厚生労働省】
これまでの取組状況	・大阪府歯科医師会内に警察歯科対策室を設置。大阪府警からの依頼に対して歯牙鑑定による身元確認を年間約 300 件実施している。【大阪府警、大阪府歯科医師会】 ・府内の一部地域では、大学と地元歯科医師会が連携して、認知症患者の歯牙情報をデータベース化する動きがある。
課題・方向性	・身元確認の際に必要となる歯牙データは、各歯科医院で保存されており、データベース化されていない。継続したデータ蓄積を行っていく必要がある。

（８）死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（法第 17 条）

国推進計画に記載の内容	関係法令との整合性を図りつつ、解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースを構築し、異状死死因究明支援事業等を通じて、その登録件数を拡大する【厚生労働省】
これまでの取組状況	・国の異状死死因究明支援事業における監察医事務所での解剖等データは、府個人情報保護条例の趣旨から未登録の状況。【大阪府】 ・監察医事務所における検案データについて、自殺予防や熱中症対策等、公衆衛生の向上を目的として個人情報の取扱いにも十分配慮しながらデータを活用している。【大阪府】
課題・方向性	・現在、府個人情報保護条例で死者の情報も保護対象であることから、国へのデータ提供は行っていない。 ・公衆衛生向上の観点から、関係機関等で必要な情報について、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら提供し活用を図る。

国推進計画に記載の内容	ＣＤＲの実施体制整備について試行的に実施中。得られた情報をもとに今後のあり方について検討し、一定の方向性を明らかにする【厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省】
これまでの取組状況	・ＣＤＲに関する国の動向について関係課間で適宜情報共有している。【大阪府】

	・現時点で具体的取組みは未実施。
課題・方向性	・関係機関等で対策に必要となる情報（医学的データ等）について、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら提供し活用を図る。

国推進計画に記載の内容	医療機関及び法医学教室等で虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報共有【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
これまでの取組状況	・児童虐待については子ども家庭センターと大阪府警が連携して対応している。【大阪府警、大阪府】 ・大阪大学において大阪府児童虐待危機介入チーム登録医師が医学鑑定および外来での診察を行っている。【大阪大学、大阪府】 ・大阪大学において大阪市子ども相談医である医師（法医学）が医学鑑定および外来での診察を行っている。【大阪大学、大阪市】
課題・方向性	・大阪府警と子ども家庭センターなどの連携を強化し、問題認識の共有を図る。 ・関係機関等で対策等に必要となる情報（医学的データ等）について、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら提供し活用を図る。

国推進計画に記載の内容	遺族等への丁寧な対応【警察庁、法務省、海上保安庁、厚生労働省】
これまでの取組状況	・関係機関において遺族感情に十分配慮しながら適切に対応している。【大阪府、大阪府警、大学】 ・令和 4 年度の新規の厚生労働省補助事業である「死因究明拠点整備モデル事業」を通じ、遺族対応のノウハウの蓄積に努める。【大阪府】
課題・方向性	・遺族の同意を必要とする解剖や検査での府の対応ノウハウが監察医事務所以外では全くないことから、国モデル事業等を通じて把握に努める。

（9）情報の適切な管理（法第 18 条）

国推進計画に記載の内容	情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理【関係全省庁】
これまでの取組状況	・個人情報保護法及び府個人情報保護条例の趣旨を踏まえ適切に対応している。【関係機関】
課題・方向性	・現行の府個人情報保護条例で死者の情報も保護対象であるが、警察による照会は条例の適用外であることの周知が必要。

〇国推進計画と今後の体制整備に向けた方向性との関係性

国の「死因究明等推進計画」に記載されている「死因究明等に講ずべき施策」にもとづく府内の取組状況を確認した上で、「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ」（平成 30 年 2 月）を受け、大阪府でとりまとめた「今後の死因調査体制の整備に向けた方向性」をもとに、関係性を整理すると以下のとおり。

なお、「留意すべき事項」は「施策推進のための環境整備」として整理する。

※図省略

第４節　検討が必要な課題

府内の現状・課題及びこれまでの取組状況を踏まえ、以下の４点について検討が必要と考えられる。

（１）死因究明等に関わる人材の確保と育成

府内死亡者数は 2040 年（令和 22 年）にピークを迎え、死体取扱数も比例して増加見込であり、2020 年（令和 2 年）比で約 1.3 倍の 17,774 件が見込まれていたが、2022 年（令和 4 年）には、17,000 件を超える状況となっている。こうした中、府内の死因究明機関である大学では死因究明等に携わる常勤の人材が限られており、例えば、犯罪死体等の解剖鑑定医は各機関 1～2 名の状況である。また、大阪市内で事件性が認められない死体の解剖が可能な監察医事務所では、常勤の監察医が不

第3節　国推進計画と今後の体制整備に向けた方向性との関係性

国の「死因究明等推進計画」に記載されている「死因究明等に講ずべき施策」にもとづく府内の取組状況を確認した上で、「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ」（平成 30 年 2 月）を受け、大阪府でとりまとめた「今後の死因調査体制の整備に向けた方向性」をもとに、関係性を整理すると以下のとおり。

なお、「留意すべき事項」は「施策推進のための環境整備」として整理する。

第2期大阪府死因究明等推進計画に置ける重点施策	国の「死因究明等推進計画」、「死因究明等に講ずべき施策」との関係性
死因診断体制の整備	法第 10 条　死因究明等に係る人材の育成等 法第 11 条　死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備 法第 14 条　死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
適切な検査・解剖体制の構築	法第 12 条　死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備 法第 13 条　警察等における死因究明等の実施体制の充実 法第 15 条　死因究明のための死体の科学調査の活用 法第 16 条　身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備 法第 17 条　死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
施設の連携・強化	法第 14 条　死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
施策推進のための環境整備	法第 10 条　死因究明等に係る人材の育成等 法第 12 条　死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備 法第 13 条　警察等における死因究明等の実施体制の充実 法第 14 条　死体の検案及び解剖等の実施体制の充実 法第 17 条　死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進 法第 18 条　情報の適切な管理

在であり、非常勤で対応している。こうした状況からキャリアパスへの不安もあり、法医を志す学生が少ないこともあり、死因究明等を担う人材が不足していると考えられる。 　また、大阪市外の検案業務を担っている警察医の約 65%が 60 歳以上であり、高齢化の状況は変わっておらず、検査・解剖体制は未整備の状況である。 　この間、大阪府では、増加する異状死数に対して適切に対処できる体制整備のため、「かかりつけ医」や「救急医」に対する死亡診断研修を実施してきたが、これらの枠にとらわれず、今後想定される自宅での看取りの増加や大規模災害等に対する備えとして、臨床に携わる医師に対しても広く死因診断できる体制が求められている。 　さらに、身元確認について、府歯科医師会に警察歯科対策室を設け、所轄警察署から歯牙鑑定による身元確認の要請があった場合、生前資料をもとに身元の特定を行っている。この業務に携わる歯科医師の技術向上のため、警察と歯科医師会で研修を実施しているが、警察からの要請件数が増加傾向にあることや、今後想定される大規模災害等の発災に備え、対応できる歯科医師の養成が必要であり、大阪大学では法歯学の養成プログラムを開始している。 　こうしたことから、死因究明等に携わる人材の確保や育成に取り組む必要があり、特に令和 4 年の死体取扱数の状況から、死因究明関連機関における人材確保のための対応が急がれる。 **（２）大阪市内と大阪市以外の死因究明体制の均てん化** 　令和 4 年の大阪市外の検案数は 10,034 件であり、監察医制度を有する大阪 　市内が 6,183 件であることから約 1.6 倍の状況にある。また、市外における死亡時画像診断の実施件数は 53 件であり、市内の 1,876 件と比して限られた状況にあり、引き続き、均てん化の取組みが必要である。 　府域における死因究明体制を整備していく上で、死亡時画像診断の活用が不可欠であることから、死亡時画像診断装置が未設置の大学法医学教室や医療機関に対してその有効性の周知や導入を促すとともに、死亡時画像診断を実施していない地域の医療機関にＣＴ撮影の協力を求めることとあわせ、撮影データの読影や死亡診断書（死体検案書）作成のため、監察医や警察医間でサポートを行うなど、均てん化に向けた取り組みを継続することが必要である。また、大阪市外で死亡時画像診断を進めるにあたり、人材不足を補うためＡＩの活用等による読影の省力化に向けた検討も今後、必要である。 　死因究明のためには必要な検査や解剖の実施が望まれるが、市外については体制整備が求められる。 **（３）関連する必要な取組み** **① 死因究明等の制度に関する周知啓発**		

穏やかな看取りへの対応として「人生会議」の周知啓発を実施している。こうした中、令和４年12月に『いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例』が公布され、令和５年４月から施行される。大阪府ではこの条例の目的に従い、人生会議に関する普及啓発を広く推進することで府民の理解を深め、本人の意思により人生会議を推進していくこととしている。 また、令和４年８月に「大阪府における死因究明と身元確認」のホームページを作成し、死因究明等の制度周知に努めているところ。 今後は、令和４年度事業として実施している厚生労働省の「死因究明拠点整備モデル事業」で得られた遺族等からのアンケート調査結果を踏まえ、事件性が認められない死体の死因究明制度に対する理解と関心につなげるために活用していく必要がある。 **② 検案データの利活用** 現在、監察医事務所で得られた大阪市内のデータを活用し、熱中症予防や孤独死について府民に周知している。また、自殺や入浴死に関するデータを庁内関係課に提供することで対策に活用している。引き続き、得られた貴重な検案データを故人の尊厳と遺族に配慮しつつ、府民の公衆衛生の向上のために関係機関と連携して、積極的に利活用していくことが求められている。 また、犯罪死見逃しや事例の分析に資するよう、死亡検証により得られた子どもの死亡原因に関する情報や虐待による死亡が疑われると判断した場合の情報の取り扱いについて、担当部署が対策等に必要となる医学的データを提供するなど、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら、関係者間での情報共有が必要である。 **（４）身元確認調査体制の共有化** 現在、身元確認について、大阪府歯科医師会に警察歯科対策室を設け、所轄警察署から歯牙鑑定による身元確認の要請があった場合、生前資料をもとに身元の特定を行っており、大阪大学でも当番制で歯科医師６名が歯牙鑑定業務に従事している。 また、今後、想定される大規模災害発災時には多数の身元確認を行う可能性があり、死体検案作業と身元確認作業について、関係者間で実施手法や課題を共有するとともに、事前の備えとしてのマニュアルの作成や訓練などが必要である。訓練の準備にあたり、大阪大学で使用しているマニュアルや実地演習を利用することも検討する。 実施体制の整備とあわせ、発災時にも科学的な身元確認を行うため、生前の歯科資料整備や検歯用機材（ポータブルレントゲン等）をいかに確保するか、あわせて検討が必要である。		

第３章　死因究明等の体制整備に向けた方針と取組み

○ 死因究明等の体制整備に向けた考え方

「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ（平成 30 年２月）」では『正確かつ適切な死因を特定する体制整備に早期に着手する必要があり、そのためには「現行の監察医制度を活用しつつ、府域全体の死因調査体制を整備する」ことが重要である。』との基本方針を定めた。これを受け大阪府では、今後の死因調査体制の整備に向けた方向性として、「死因診断体制の整備」、「適切な解剖体制の構築」、「施設の連携・強化」の３点とこれらを推進するにあたり「留意すべき事項」を取りまとめ、取組みを実施してきた。

今回の計画策定にあたり課題整理する中で、従来からの取組内容に加え、現時点で必要な新たな取組みを加えることで、これまでの課題に対応しつつ、新たな課題にも対応していくものとする。

なお、本計画は「死因診断体制の整備」、「適切な検査・解剖体制の構築」、「施設の連携・強化」に「施策推進のための環境整備」を加えた４つの重点施策について進めていく。

死因究明等の体制整備に向けた方針

【基本方針】

■　2040 年の超高齢多死社会を見据え、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の体制を府域全体で整備していく。

■　死因究明等の体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

死因診断体制の整備

・臨床医の死因診断レベルのさらなる向上
・死因究明等を担う人材不足への対応
・警察医（大阪市外）の高齢化、人材不足への対応
・検案技術の向上

適切な検査・解剖体制の構築

・死亡時画像診断の導入と市外での活用による均てん化
・解剖に際しての遺族への配慮
・検案、解剖等で得られた貴重なデータの利活用

第3章　基本的な考え方

第2期計画では、基本理念や現状、これまでの取組、課題等を踏まえ、第1期計画での2つの基本方針及び ４ つの重点施策（「死因診断体制の整備」「適切な検査・解剖体制の構築」「施設の連携・強化」「施策推進のための環境整備」）を引き続き推進し、死因究明等の体制整備に向けて取り組んでいく。

※これまでの取組等を踏まえた内容に変更

第1節　基本方針

○超高齢多死社会に対応していくため、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の実施体制を府域全体で整備していく。

○死因究明等の実施体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

第2節　基本方針を踏まえた重点施策

(1)死因診断体制の整備
・臨床医の死因診断レベルのさらなる向上
・死因究明等を担う人材不足への対応
・大阪市外の警察医の高齢化・人材不足への対応
・検案技術の向上

(2)適切な検査・解剖体制の構築
・死亡時画像診断の導入と市外での活用による均てん化
・解剖や大規模災害時に際しての遺族への配慮
・監察医事務所の検案や検査等で得られたデータの利活用

(3)施設の連携・強化
・増加が見込まれる解剖や CT 検査、生化学検査、薬物検査など各種検査への対応
・監察医事務所の機能維持に向けた老朽化対策
・府域全体の死因究明体制の総合調整

(4)施策推進のための環境整備

施設の連携・強化

・増加が見込まれる検査や解剖への対応（協力施設の確保と連携）
・監察医事務所の老朽化への対応
・行政として府域全体の死因究明体制を総合調整

施策推進のための環境整備

・遺族等の心情に配慮した対応の仕組みづくり
・犯罪死の見逃し防止
・適切な情報管理
・身元確認体制の整備

（１）死因診断体制の整備

【施策の方向性】
■ 臨床医における医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルのさらなる向上
■ 死因究明等を担う人材不足への対応
■ 大阪市外の検案を実施している警察医の高齢化、人材不足への対応や業務負担に対するサポート体制の充実
■ 検案技術の向上

目標

・救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数
　毎年１００名以上
・監察医事務所での実習生受け入れ数
　年間１０名以上
・監察医の委嘱数
　３年間で５名以上（初年度に実効性のある対応を実施）
・大学で法医学を専攻する医師数
　３年間で５名以上（初年度に実効性のある対応を促進）
・大阪地域医療支援センターホームページで大学のニーズを踏まえ情報を発信し、法医のキャリア形成支援
・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり
・大阪市内の救急医療機関と監察医の意見交換を継続し、日頃から相談できる体制構築

【主な取組内容】

① 臨床医向け研修

・平成 30 年度から救急医向け研修及びかかりつけ医を対象に、法令解釈や死亡診断書作成の研修を実施することで死因診断に関する必要な知識の習得に努めてきた。今後は、救急医が死亡診断書（死体検案書）の作成を実際に行うために、死因

・府民に対する大阪市内と市外の均てん化についての理解促進と死因究明体制についての啓発
・穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した仕組みづくりや、人生会議（ACP）の普及啓発
・情報の適切な管理
・犯罪死に対する社会的要請へ対応するために、大学法医学教室と連携をしたセーフティネットを構築
・大規模災害発生に備えた、府域全体での身元確認体制の整備

第4章　具体的な取組と目標

(1)死因診断体制の整備

施策のめざす姿

死因診断を担う人材の確保及び育成と支援にとりくみ、府内全域において、死因診断体制の充実を図る。

個別目標	
方向性	① 臨床医に対し医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルのさらなる向上 ② 死因究明等を担う人材不足への対応 ③ 大阪市外の検案を実施している警察医の高齢化・人材不足への対応や業務負担に対するサポート体制の充実 ④ 検案技術の向上
目標	①・臨床医等を対象とした死因診断レベル向上研修の確実な受講者確保 ・必要なマニュアル等の提供 かかりつけ医：年間 100 名以上　※目標値 救急医：年間 100 名以上　※目標値 ② 監察医事務所での実習生受け入れ数：年間10名以上　※目標値 監察医の委嘱数：3年間で3名以上　※目標値 大学で法医学を専攻する医師数：3年間で5名以上　※目標値 大学で死因究明学専門人材の修了生：3年間で10名以上　※目標値 ③④ ・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる体制整備 ・大阪市内の救急医療機関と監察医の意見交換や情報提供できる体制構築 ・大阪市以外の救急医に対する死因診断向上に向けた取組の実施

具体的な取組

① 臨床医向け研修

・平成30年度から救急医向け研修及びかかりつけ医を対象に、法令解釈や死亡診断書作成の研修を実施することで死因診断に関する必要な知識の習得に努めてきた。今後は、救急医が死亡診断書（死体検案書）の作成を実際に行うために、死因診断の重要性について理解を深める研修を行うとともに、在宅での看取りの増加が見込まれるため、救急医に加え、臨床医を対象と

診断の重要性について理解を深める研修を行うとともに、在宅での看取りの増加が見込まれるため、救急医に加え、臨床医を対象とした研修を実施する。【新規】 ② 人材の確保・育成 ・法医学教室を有する府内５大学に対し、死因究明に対する大学のニーズ、人材育成のあり方や府外大学との連携等について、早期にアンケートやヒアリング調査を実施することで状況を把握し、今後の取組方策について検討する。【新規】 ・新型コロナウイルス感染拡大のため中断していた、監察医事務所での大学の解剖実習について、大学と連携して受け入れを再開する。 ・大阪大学において、文部科学省支援「次のいのちを守る」人材育成教育研究拠点事業を令和５年度から開始。【新規】 ・大学院等で専門のコースを修了した医師の働き場所を確保するため、監察医、警察医の検案業務従事について検討する。【新規】 ・法医を確保するため、大阪府地域医療支援センター（大阪府医療人キャリアセンター）において、大学のニーズを踏まえた情報提供や発信に向け調整する。【新規】 ・今後、在宅での看取りが増加することを踏まえ、主に在宅医療の現場において、患者へのＡＣＰ支援を実施できる人材を育成するための研修を実施。【新規】 ③ 歯科医師への研修 ・大阪府歯科医師会警察歯科対策室が実施している大阪府警との歯牙による身元確認に必要な研修について、内容を充実することでスキルアップを図る。 ④ 検案サポート医体制の検討 ・大阪府が進めているモデル事業において、今後、大阪市外で検案を行う警察医が死亡時画像診断を実施する機会が想定されることから、監察医事務所で監察医が行う画像診断の機会を通じた読影技術向上研修の実施や死因確定に悩む警察医等を監察医や警察医間でサポートする仕組みを構築する。 ⑤ 救急機関との相談体制構築等 ・大阪市内の救急医と監察医による死因判定等の意見交換（監察医によるフィードバック）について、市内の救急医療機関と意見交換を継続する。 ・事件性が阻却された遺体については、救急医療機関での死因診断の実務レベルをさらに向上させることで、警察からの依頼により救急医が死因診断できる体制づくりをめざす。【新規】	した研修を実施する。 ② 人材の確保・育成 ・法医学教室を有する府内5大学に対し、死因究明に対する大学のニーズ、人材育成のあり方や府外大学との連携等について、早期にアンケートやヒアリング調査を実施することで状況を把握し、今後の取組方策について検討する。 ・監察医事務所での大学医学部教育での臨床実習や大学院教育での実地演習について、大学と連携して受け入れを実施する。 ・大阪大学において、文部科学省支援「次のいのちを守る」人材育成教育研究拠点事業を令和5年度から開始し、拠点として「次のいのちを守る人材育成教育研究センター」を設置。人材育成部門、社会公共政策部門、最新データ開発部門の3部門構成で、教育と研究、データベース構築やリソース提供等を行う。 ・大阪大学大学院で実施中の社会人向け高度プログラム「死因診断能力の向上と死因究明の攻究」、「在宅医療の充実における看取り向上のための検案能力の涵養」等では週末の講義が中心となるものであり、監察医事務所での実習も可能となっているため活用を検討していく。 ・大学院等で専門のコースを修了した医師の働き場所を確保するため、監察医、警察医の検案業務への確実な従事について検討する。【拡充】 ・法医を確保するため、大阪府地域医療支援センター（大阪府医療人キャリアセンター）において、大学のニーズを踏まえた情報提供や発信に向け調整する。 ・今後、在宅での看取りが増加することを踏まえ、主に在宅医療の現場において、患者への人生会議（ACP）支援を実施できる人材を育成するとともに、第８次大阪府医療計画に定めた人生会議（ACP）の認知度に関する目標を達成するために、全世代を対象とした普及啓発を実施していく。 ③ 歯科医師への研修 ・大阪府歯科医師会警察歯科対策室が実施している大阪府警との歯牙による身元確認に必要な研修について、内容を充実することでスキルアップを図る。また、リスキリング教育として大阪大学大学院で実施している高度プログラム「死因究明学に根ざした法歯学の涵養プログラム」等の活用も推進する。 ④ 検案サポート医体制の検討 ・大阪府が進めているモデル事業において、今後、大阪市外で検案を行う警察医等が死亡時画像診断を実施する機会が想定されることから、監察医事務所で監察医が行う画像診断の機会を通じた読影技術向上研修の実施や死因確定に悩む警察医等を法医や監察医、警察医間でサポートする仕組みを今後も継続していく。 ・大阪市外の警察医等の支援について検討を実施する。【新規】 ⑤ 救急機関との相談体制構築等 ・大阪市内の救急医と監察医による死因診断等の意見交換（監察医によるフィードバック）について、市内の救急医療機関と意見交換を継続する。 ・事件性が阻却された遺体については、救急医療機関での死因診断の実務レベルをさらに向上	

⑥ 警察医への情報提供

・検案技術向上のため、引き続き、捜査への影響等に留意しつつ、解剖結果等の情報を警察から警察医に提供する。

「死因診断体制の整備」施策の方向性・主な取組内容・目標マップ

※図は省略

（２）適切な検査・解剖体制の構築

【施策の方向性】

- ■ 死亡時画像診断の導入と市外での活用による均てん化
- ■ 解剖に際してのご遺族への配慮
- ■ 検案、解剖等で得られた貴重なデータの利活用

目 標

- ・大阪市外でＣＴを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり
- ・監察医事務所のＣＴ車を活用した市外ＣＴの対象地域拡大
- ・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年１回）
- ・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供

【主な取組内容】

① 死亡時画像診断（ＣＴ）の導入及び活用

・堺・泉州地域において協力医療機関を確保した上で、死亡時画像診断（ＣＴ）の試行実施するモデル事業を行い、運用上の課題等を整理し、他の地域への拡大を検討する。モデル事業の実施にあたっては、撮影データの読影技術向上や死体検案書の作成手法について、監察医や警察医間で連携しながら必要なサポートを行う。

なお、大阪市外での薬毒物検査等の活用や解剖の実施については、死亡時画像診断のモデル事業の試行実施結果を踏まえ、今後、検討していく。

・監察医事務所に導入したＣＴ車については、通常業務に加え、死因・身元調査法による検査が必要なもののうち、大学法医学教室で対応できない地域（北河内地域等）について活用している。今後、他の地域での活用について検討を進める。

・死因・身元調査法に基づく死亡時画像診断の実施について、協力が得られた医療機関との間で必要な手続を行い、死亡時画像診断が必要な場合、必要なサポートが行えるよう検討する。【新規】

・死亡時画像診断用のＣＴが未導入の府内大学や医療機関に対し、有効性についてアピールし、国の医療施設等施設整備補助金を活用しながら導入を促していく。

させることで、警察からの依頼により救急医が死因診断できる体制づくりを引き続きめざす。

・監察医事務所と救急医療機関との意見交換において得られた情報について、大阪市以外の救急医療機関に対しても情報提供できるよう検討を実施する。【新規】

⑥ 警察医等への情報提供

・検案技術向上のため、警察医等の実際に検案した事例の大学法医学教室での解剖研修を実施する。

・救急医療機関が保持する情報を、死亡診断を行うかかりつけ医や検案する警察医等へ提供できる体制を検討する。

(2)適切な検査・解剖体制の構築

施策のめざす姿

大阪市内と市外の均てん化等に向けた取組を進め、大阪府内の適切な検査や解剖の体制構築を図る。

個別目標	
方向性	①死亡時画像診断等の導入と市外での活用による均てん化 薬物検査等各種検査の充実化 ② 解剖や大規模災害時に際してのご遺族への配慮 ③ 監察医事務所の検案、解剖等で得られたデータの利活用
目標	①・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、協力医療機関のさらなる確保や、読影を実施する警察医等のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり ・監察医事務所のCT車を活用した市外の必要な地域への死亡時画像診断の実施 ②・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年１回）※目標値 ③・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供

具体的な取組

① 死亡時画像診断（CT）等の導入及び活用

・府域の必要な地域において協力医療機関を確保した上で、死亡時画像診断（CT）の試行実施するモデル事業を引き続き実施するとともに運用上の課題等の改善に取組んだ上で、他の地域への拡大を検討する。モデル事業の実施にあたっては、撮影データの読影技術向上や死体検案書の作成手法について、大学法医学者、監察医、警察医等間で連携しながら必要なサポートを行う。

・監察医事務所に導入したCT車については、通常業務に加え、死因・身元調査法による検査が必要なもののうち、大学法医学教室で対応できていない地域については今後も警察等関係機関と協議し活用を実施していく。

・協力医療機関において死因・身元調査法に基づく死亡時画像撮影を実施するとともに、死亡時画像診断が必要な場合、必要なサポートを実施。また、対象地域の拡大をめざし、協力医療機関のさらなる確保や死亡時画像診断が可能な医師の確保に努める。【拡充】

② 遺族感情に配慮した対応 ・新たな事業を構築する際に遺族感情に配慮した対応を行うため、現在、実施中の厚生労働省補助事業「死因究明拠点整備モデル事業」で得られた知見等を活用する。 ・他府県の好事例を参考に遺族対応のノウハウを関係者で共有するため、医療従事者を対象に研修を実施する。【新規】 ③ データの利活用 ・監察医事務所で扱う各情報を引き続きデータベース化するとともに、検案、検査・解剖により得られたデータの情報分析を行い、疾病の予防や治療等、公衆衛生の向上や増進に活用するためのデータ提供手法を検討する。 ・単身高齢者等の見守りや死亡時の早期発見や正確な死因診断のため、監察医事務所で得られた孤独死関連データや熱中症の状況について、ホームページ等で周知しているが、その内容を充実することで、さらなる予防につなげていく。 ・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に必要となる情報の提供に努める。 ・現在、厚生労働省において、身元確認に活用するための大規模データベースの構築に向け検討中であることから、その動向について注視する。【新規】 「適切な検査・解剖体制の構築」施策の方向性・主な取組内容・目標マップ ※図は省略	・死亡時画像診断用のCTが未導入の府内大学や医療機関に対し、有効性についてアピールし、国の医療施設等施設整備補助金を活用しながら導入を促していく。 ・CTでは診断できない慢性心不全や突然死、糖尿病等、出血や病変の確認が必要な事例には、今後も血液検査や解剖等により死因診断する体制を推進していく。 ・大阪市外の薬物検査については国の死因究明等推進拠点事業の薬物検査実施モデル事業（大阪大学）を活用して実施していく。 ② 遺族感情に配慮した対応 ・他府県の好事例を参考に遺族対応のノウハウを関係者で共有するため、日頃遺族と接する可能性のある警察等を対象に研修を実施する。 ・身元確認訓練での遺族対応の確認を実施する。【拡充】 ③ データの利活用 ・監察医事務所で扱う大阪市内死亡者の各情報を引き続きデータベース化するとともに、検案、検査・解剖により得られたデータの解析を行い、疾病の予防や治療等、公衆衛生の向上や増進に活用するためのデータ提供手法を検討する。 ・府民が単身高齢者を見守る際や死亡時の早期発見や正確な死因診断のため、監察医事務所で得られた孤独死関連データや熱中症、ヒートショック、自殺の状況について、ホームページ等の内容を充実し、大阪市外の警察医等や行政機関に提供することで、さらなる予防等につなげていく。 ・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に必要となる情報の提供に努める。 ・現在、厚生労働省において、身元確認に活用するための大規模データベースの構築に向け検討中であることから、その動向について注視する。	

（３）施設の連携・強化

【施策の方向性】

■ 今後の死亡者数の増加に併せて解剖の増加も見込まれる中、検査・解剖が可能な協力施設の確保と連携推進

■ 監察医事務所の老朽化への対応

■ 行政として府域全体の死因究明体制を総合調整

目 標

・大阪市外の死因究明体制の課題等について再整理

・大阪市外でＣＴを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり［再掲］

・監察医事務所の施設や設備充実

【主な取組内容】

① 法医学教室等との連携推進

・死亡者数の増加に対応（解剖等の分散）するため、監察医事務所のほか、大学法医学教室等と連携した検査・解剖体制の構築を目指す。各大学等の現状把握を行い、協力施設の確保・連携をめざす。

・大学関係者の意見を踏まえ、大阪府死因調査等協議会において、大学施設等の活用等にあたっての課題について議論を行う。

② 死亡時画像診断（ＣＴ）の導入及び活用［再掲］

・堺・泉州地域において協力医療機関を確保した上で、死亡時画像診断（ＣＴ）の試行実施するモデル事業を行い、運用上の課題等を整理し、他の地域への拡大を検討する。モデル事業の実施にあたっては、撮影データの読影技術向上や死体検案書の作成手法について、監察医や警察医間で連携しながら必要なサポートを行う。

なお、大阪市外での薬毒物検査等の活用や解剖の実施については、死亡時画像診断のモデル事業の試行実施結果を踏まえ、今後、検討していく。

・監察医事務所に導入したＣＴ車については、通常業務に加え、死因・身元調査法による検査が必要なもののうち、大学法医学教室で対応できない地域（北河内地域等）について活用している。今後、他の地域での活用について検討を進める。

・死因・身元調査法に基づく死亡時画像診断の実施について、協力が得られた医療機関との間で必要な手続を行い、死亡時画像診断が必要な場合、必要なサポートが行えるよう検討する。【新規】

・死亡時画像診断用のＣＴが未導入の府内大学や医療機関に対し、有効性についてアピールし、国の医療施設等施設整備補助金を活用しながら導入を促していく。

③ 監察医事務所の設備等の対策

・監察医事務所の運営が円滑に進むよう、引き続き、国の医療施設運営費等補助金を活用しながら、施設や設備等を充実していく。

(3)施設の連携･強化

施策のめざす姿

監察医事務所の老朽化対策も含め、大阪府内の関係施設の連携強化を図る。

個別目標	
方向性	① 今後の死亡者数の増加に併せて解剖の増加も見込まれる中、検査･解剖が可能な協力施設の確保と連携推進 ② 今後、築70年目を迎える監察医事務所(令和8年度築65年目)の老朽化に対する対応 ③ 行政として府域全体の死因究明体制を総合調整
目標	① 大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり[再掲] ② 監察医事務所の老朽化を踏まえた建替への対応 ③ 死因調査等協議会において、府域全体の死因究明体制の検討を実施

具体的な取組

① 法医学教室等との連携推進

･死亡者数の増加に対応(解剖等の分散)するため、監察医事務所のほか、大学法医学教室等と連携した検査･解剖体制の構築をめざす。各大学等の現状把握を行い、協力施設の確保･連携をめざす。

･大学関係者の意見を踏まえ、大阪府死因調査等協議会において、大学施設等の活用等にあたっての課題について議論を行う。

② 死亡時画像診断(CT)等の導入及び活用[再掲]

･府域の必要な地域において協力医療機関を確保した上で、死亡時画像診断(CT)の試行実施するモデル事業を引き続き実施するとともに、運用上の課題等の改善に取組んだ上で、他の地域への拡大を検討する。モデル事業の実施にあたっては、撮影データの読影技術向上や死体検案書の作成手法について、大学法医学者、監察医、警察医等間で連携しながら必要なサポートを行う。

･監察医事務所に導入したCT車については、通常業務に加え、死因･身元調査法による検査が必要なもののうち、大学法医学教室で対応できていない地域については今後も警察等関係機関と協議し活用を実施していく。【再掲】

･協力医療機関において死因･身元調査法に基づく死亡時画像診断を実施するとともに、死亡時画像診断が必要な場合、必要なサポートを実施する。また、対象地域の拡大をめざし、協力医療機関のさらなる確保や死亡時画像診断が実施可能な医師の確保に努める。【拡充】

･死亡時画像診断用のCTが未導入の府内大学や医療機関に対し、有効性についてアピールし、国の医療施設等施設整備補助金を活用しながら導入を促していく。

③ 監察医事務所の老朽化を踏まえた建替への対応

･大阪市内の死因究明を中心的に担う施設である監察医事務所の運営が円滑に進むよう、建替えを含めた老朽化対策について、国の医療施設運営費等補助金も活用しながら進めていく。

「施設の連携・強化」施策の方向性・主な取組内容・目標マップ
※図は省略

（４）施策推進のための環境整備

【施策の方向性】
- ■ 穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した対応の仕組みづくり
- ■ 犯罪死の見逃し防止という社会的要請への対応
- ■ 情報の適切な管理
- ■ 大規模災害の発生に備えた、身元確認体制の整備

目 標
- ・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年１回）［再掲］
- ・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり［再掲］
- ・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化
- ・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供［再掲］
- ・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に情報提供
- ・大規模災害発災を想定した関係者による身元確認訓練の実施（３年以内）
- ・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む好事例を関係者間で共有

【主な取組内容】

①　府民啓発

・いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例が、令和５年４月に施行されることから、条例の趣旨にもとづき、人生の最期、終末期の看取りについて府民が考える機会の提供や死因調査体制の理解を促進する。取組みを進めるにあたり、自らが希望する医療やケアに加え、現在の健康状態や通院の状況等も含め、周囲と共有することの重要性を周知する。【新規】

・新たな事業を構築する際に遺族感情に配慮した対応を行うため、現在、実施中の厚生労働省補助事業「死因究明拠点整備モデル事業」で得られた知見等を活用する。［再掲］

・他府県の好事例を参考に遺族対応のノウハウを関係者で共有するため、医療従事者を対象に研修を実施する。［再掲］

②　検案サポート医体制の検討

・大阪府が進めているモデル事業において、今後、大阪市外で検案を行う警察医が

(4)施策推進のための環境整備

施策のめざす姿

死因究明に関連する施策との連携を図り取組を進める。

個別目標	
方向性	① 穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した仕組みづくりや、人生会議(ACP)の普及啓発 ② 犯罪死に対する社会的要請へ対応するため、大学法医学教室と連携をしたセーフティネットを構築 ③ 情報の適切な管理 ④ 大規模災害の発生に備えた、府域全体での身元確認体制の整備
目標	①・遺族対応について関係者による研修実施(概ね年1回)[再掲] ②・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる体制整備[再掲] ・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化 ③・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供[再掲] ・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に情報提供 ④・大規模災害発災を想定した関係者による身元確認体制の整備及び訓練実施(概ね年1回) ※目標値 ・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む好事例を関係者間で共有

具体的な取組

① 府民啓発

・第8次大阪府医療計画に設定した人生会議(ACP)の認知度に関する目標値(令和 11 年度:認知度 20%)達成に向けた取組を推進する。府民参加型イベントや SNS 等を活用した普及啓発の取組を通じ、自らが希望する医療やケアに加え、現在の健康状態や通院の状況等も含め、周囲と共有することの重要性を周知する。【拡充】

・他府県の好事例を参考に遺族対応のノウハウを関係者で共有するため、日頃遺族と接する可能性のある警察等を対象に研修を実施する。【再掲】

② 検案サポート医体制の検討

・大阪府が進めているモデル事業において、今後、大阪市外で検案を行う警察医等が死亡時画

死亡時画像診断を実施する機会が想定されることから、監察医事務所で監察医が行う画像診断の機会を通じた読影技術向上研修の実施や死因確定に悩む警察医等を監察医や警察医間でサポートする仕組みを構築する。［再掲］ ・検案を担う人材不足を補うため、読影の省力化に向けた取組みについて、今後検討していく。 ③　警察における検視体制の充実 ・検視官の効率的な運用を確保するため、引き続き、ＩＴの活用や署員のレベルアップ（検視のポイントを教養する等）によって体制強化することで、今後見込まれる死亡者数の増加に対応し、犯罪死の見逃し防止を徹底する。 ・遺体の適正な保管に努め、ＤＮＡ等の科学捜査を活用し、早期に遺体を遺族等に引き渡す。 ④　ＣＤＲ（Child Death Review）の実施体制整備や虐待が疑われる事象への対　応 ・ＣＤＲについては、現在、国においてモデル事業が試行実施されていることから、事業の推移を注視する。【新規】 ・虐待事案に関し、必要に応じて法令所管部局との連携強化を検討する。【新規】 ⑤　情報の適切な管理 ・より適切な情報管理を行うため、令和５年度に改正予定の府個人情報保護条例の変更内容を周知する。【新規】 ⑥　身元確認体制の整備 ・今後の大規模災害の発生に備え、身元確認体制の整備が必要であり、生前の歯科資料の収集方法の検討や、多数の身元不明者に対応するための人的・物的な体制の確保手続きについて関係者で共有するとともに、事前訓練の実施や科学的調査による身元確認体制（検案や身元確認等）の整備を進める。【新規】 ・現在、厚生労働省において身元確認に活用するための大規模データベースの構築に向け検討中であることから、その動向について注視する。【新規】 ・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む事例の把握を行い、今後	像診断を実施する機会が想定されることから、監察医事務所で監察医が行う画像診断の機会を通じた読影技術向上研修の実施や死因確定に悩む警察医等を監察医や警察医間でサポートする仕組みを今後も継続していく。【再掲】 ・大阪市以外の警察医の支援について検討を実施する。【新規・再掲】 ③ 警察における検視体制の充実 ・検視官の効率的な運用を確保するため、引き続き、ITの活用や署員のレベルアップ（検視のポイントを教養する等）によって体制強化することで、今後見込まれる死亡者数の増加に対応し、犯罪死の見逃し防止を徹底する。 ・遺体の適正な保管に努め、DNA等の科学捜査を活用し、早期に遺体を遺族等に引き渡す。 ④ CDR（Child Death Review、予防のためのこどもの死亡検証）の大阪府における対応の検討 ・CDR については国モデル事業の推移を引き続き、注視する。 ・国において全国展開に向けた体制整備を議論するため、「CDR の制度のあり方に関する検討会」が設置され、具体的な議論が開始されている。今後、国で示される制度のあり方を踏まえた上で、関連施策を含め、府における対応について検討を進める。 ⑤ データの利活用【再掲】 ・監察医事務所で扱う大阪市内死亡者の各情報を引き続きデータベース化するとともに、検案、検査・解剖により得られたデータの解析を行い、疾病の予防や治療等、公衆衛生の向上や増進に活用するためのデータ提供手法を検討する。 ・府民が単身高齢者を見守る際や死亡時の早期発見や正確な死因診断のため、監察医事務所で得られた孤独死関連データや熱中症、ヒートショック、自殺の状況について、ホームページ等の内容を充実し、大阪市外の警察医等や行政機関に提供することで、さらなる予防等につなげていく。 ・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に必要となる情報の提供に努める。 ・現在、厚生労働省において、身元確認に活用するための大規模データベースの構築に向け検討中であることから、その動向について注視する。 ⑥ 身元確認体制の整備及び訓練実施 ・今後の大規模災害の発生に備え、身元確認体制の整備が必要であり、生前の歯科資料の収集方法の検討や、多数の身元不明者に対応するための人的・物的な体制の確保手続きについて関係者で共有するとともに、関係者が連携した概ね年1回の事前訓練の実施や科学的調査による身元確認体制（検案や身元確認等）の整備を進める。【拡充】 ・現在、厚生労働省において身元確認に活用するための大規模データベースの構築に向け検討中であることから、その動向について注視する。 ・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む事例の把握を行い、今後の取組みに	※大阪府だけでは実施できず、大阪府警察本部、大阪府歯科医師会、大阪府医師会など関係機関が連携して訓練を実施する必要があるため追記。

の取組みに参考となる事例を関係者で共有する。【新規】 「施策推進のための環境整備」施策の方向性・主な取組内容・目標マップ ※図は省略 **第４章　推進体制等** **○ 計画の推進体制** 今回取りまとめた本計画は、2040 年[令和 22 年]の超高齢多死社会を見据えながら、当面取り組むべき内容についてまとめたもの。今後も、死因究明等の体制整備やそれに必要な取組みの推進にあたっては、大阪府死因調査等協議会を構成する関係者間で協議や調整をしながら連携して対応することが不可欠であり、それぞれの役割の中でその役目を果たしていくことが肝要である。 **○ 進捗管理** 本計画に記載している方向性や目標に対し、それらの実現のために必要な取組内容や結果について、毎年、大阪府死因調査等協議会の場において報告するとともに、進捗状況を確認していくこととする。 **○ その他** なお、本計画の計画期間は令和 5 年度から 3 年としているが、社会情勢や死因究明等を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じてこの計画を柔軟に見直すものとする。	参考となる事例を関係者で共有する。 **第5章　推進体制等** **○ 計画の推進体制** 今回取りまとめた本計画は、超高齢多死社会に対応していくため、現行の監察医制度を活用しながら当面取り組むべき内容についてまとめたもの。今後も、死因究明等の体制整備やそれに必要な取組みの推進にあたっては、大阪府死因調査等協議会を構成する関係者間で協議や調整をしながら連携して対応することが不可欠であり、それぞれの役割の中でその役目を果たしていくことが肝要である。 **○ 進捗管理** 本計画に記載している方向性や目標に対し、それらの実現のために必要な取組内容や結果について、毎年、大阪府死因調査等協議会の場において報告するとともに、進捗状況を確認していくこととする。 **○ その他** なお、本計画の計画期間は令和8年度から３年としているが、社会情勢や死因究明等を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じてこの計画を柔軟に見直すものとする。	